

クルリン 子育てサポート いせはら

伊勢原市で楽しく子育て！



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

妊娠に
むけて

妊娠が
わかったら

お子さんが
生まれたら

子育てに悩み
があったら

お子さんを
預けるなら

小・中学生の
お子さんには

高校生以上の
お子さんには

ひとり親家庭
等の方には

障がいのある
お子さんには

もくじ

まずは
チェック！

4 子育てカレンダー

5 妊娠前からサポートする伊勢原市の切れ目ない子育て支援

6 妊娠にむけて

性と女性の相談センター/不育症治療費助成
/不妊治療費(先進医療分)助成

8 妊娠がわかったら

母子・父子健康手帳/妊産婦健康診査/妊婦の
ための支援給付事業/妊婦歯科検診/妊婦歯
科・食事相談/助産制度/新生児聴覚検査/母親
父親教室/はじめての孫育て教室/産前産後
の国保税免除/産前産後の国民年金免除

15 お子さんが生まれたら

出生届/出産育児一時金/児童手当/こども医
療費助成/未熟児養育医療の給付/こんにち
は赤ちゃん訪問(新生児訪問)/子育て家庭紙
おむつ等支給事業/産後ケア事業

21 子育てに悩みがあったら

育児に関する相談・教室/発達に関する相談・
教室/生活に関する相談・サポート/その他の
相談窓口/国や県の取り組み/子育て支援セン
ター・つどいの広場・子育てひろば

35 お子さんを預けるなら

子ども・子育て支援新制度利用者支援事業/
保育料・利用者負担額の軽減/実費徴収に伴
う補足給付/私立幼稚園就園奨励費補助金/
教育・保育施設等/保育所/認定こども園/小
規模保育施設/幼稚園/こども誰でも通園制
度/病児・病後児保育/ファミリー・サポー
ト・センター

43 小・中学生のお子さんには

要保護準要保護児童・生徒就学援助/健康
診断(小・中学校の各学年)/就学相談/教育
相談/通級指導教室(ことばの教室・まなび
の教室)/子ども学習習慣づくり支援事業/
家庭教育講演会/放課後子ども教室/児童
コミュニティクラブ

48 高校生以上のお子さんには

子ども・若者相談・ヤングテレホン/高校
出前講座/神奈川県央地域若者サポ
ーション/伊勢原市ふるさとハロー
ワーク

52 ひとり親家庭等の方には

母子父子福祉相談/養育費・親子交流
(面会交流)について/就労相談/児童扶
養手当/ひとり親家庭等医療費助成/自立
支援教育訓練給付金/高等職業訓練促進
給付金/ひとり親家庭等日常生活支援事
業/やすらぎサービス/ひとり親家庭援護
事業/ひとり親家庭等入学支度金/母子父
子寡婦福祉資金/上・下水道の減免/通勤
用JR定期券割引/伊勢原市ひとり親福祉
協会(マーガレット)

58 障がいのあるお子さんには

障害者手帳/手当・助成/各種サービス

こどもみらいプラザ



- 所在地 伊勢原市田中348番地
(伊勢原市役所分庁舎)
- 交通案内 小田急線「伊勢原駅」下車(北口)
徒歩15分
- 窓口受付 平日の午前9時～午後4時30分
- 休業日 土曜日(第2・第4土曜日はこども
みらい課のみ対応可。午前9時～
正午)、日曜日、祝日、振替休日、
12月29日～翌年1月3日まで



伊勢原市LINE公式アカウント

担当：デジタル・行政経営課
☎ 0463-94-4550

市のイベント情報、子育て情報など市から様々な情報を配信します。
また、リッチメニューから各種イベント、教室などの予約をご利用いただけます。

アカウント

・伊勢原市 ID: @isehara_city

友だち登録の方法

右のQRコードをスマートフォンで読み取る、もしくはIDを検索して
友だち登録をしてください。



子育てカレンダー

このカレンダーでは、母子保健法に基づく乳幼児健診等や予防接種法に基づく子どもの定期予防接種についてご案内します。

乳 児 期

	0~1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月
健診				4か月児健康診査			7か月児健康相談 (すこやか親子ブックスタート)		
予防接種									
訪問									

経過検診（とことこ健康相談）
問診や身体計測、専門医による診察、育児・食事の相談を受け付けます。(年6回)
対象：健診などにおいて経過観察が必要と認められる未就学児とその保護者

予防接種
ヒブ（インフルエンザ菌b型）【初回3回(27日～25日の間隔をあけて1歳になるまで3回)】
小児用肺炎球菌【初回3回(27日の間隔をあけて1歳になるまで3回)】
B型肝炎【3回 初回接種後27日以上間隔あけて2回目、初回接種後139日以上間隔をあけて3回目】
BCG【生後1歳までに1回】
四種混合【初回3回(20日～56日の間隔をあけて3回)】
日本脳炎第1期【初回2回(27日～25日間隔)】

訪問
こんにちは赤ちゃん訪問
訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）
妊産婦健康診査等で保健指導が必要と認められる方や、産婦・新生児、訪問指導を希望する方に対し、保健師や助産師等が訪問指導を行います

幼 児 期

児 童 期

	10か月	11か月	12か月	13～18か月	19～22か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
健診	お誕生日前健康診査			1歳6か月児健康診査		2歳児歯科健康診査	3歳児健康診査			
予防接種										
訪問										

経過検診（とことこ健康相談）

予防接種
ヒブ（インフルエンザ菌b型）【追加1回（初回の3回目終了後、7～13か月の間隔あけて1回）】
小児用肺炎球菌【追加1回（初回の3回目終了後、60日の間隔あけて1回）】
B型肝炎 麻しん風しん混合【第1期1回】 【第2期(1回)】
BCG 水ぼうそう
四種混合【追加1回（初回の3回目終了後、60日の間隔あけて1回）】
日本脳炎第1期【追加1回（第1期の2回目終了後、6か月以上の間隔をあけて1回）】

訪問
訪問指導（妊産婦・乳幼児とその保護者）



妊娠前からサポートする伊勢原市の切れ目のない子育て支援

	妊娠前	妊娠 出産	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小1～ 小3	小4～ 小6	中学生	高校生	19歳	20～ 22歳
相談		【こ】妊産婦相談 【こ】食事相談 【家】家庭児童相談、児童虐待相談	【こ】のびのび育児相談 【こ】乳幼児健康相談・すくすく健康相談 【家】発達相談 【家】療育相談 【こ】育児・母乳・食事電話相談 【育】教育・保育施設等利用者支援事業										神奈川県中央地域若者サポートステーション 【商】伊勢原市ふるさとハローワーク 【家】高校 出前講座		
		【福】福祉総合相談、配偶者等からの暴力による相談（DV相談）													
訪問		【こ】妊産婦訪問	【こ】訪問指導												
教室		【こ】母親父親教室 【こ】にこにこ子育て練習講座 【こ】親子・育児教室（すこやか） 【こ】乳幼児健康教室、多胎育児支援事業 【社】幼児家庭教育学級													
健診等		【こ】母子・父子健康手帳 【こ】妊産婦健康診査（助成） 【こ】妊産婦歯科検診（助成）	【こ】健康診査 【こ】経過健診（とことこ健康相談） 【健】予防接種							【学】就学前 診健康診断 【学】小・中学校健康診断（各学年）					
育児支援			【育】保育所・認定こども園・小規模保育施設 【育】一時預かり事業 【育】病児・病後児保育 【育】地域育児センター 【こ】子育て支援センター／つどいの広場／子育てひろば 【ファ】ファミリー・サポート・センター							【育】児童コミュニティクラブ 【青】放課後子ども教室					
手当・助成		【保】産前産後国民年金免除 【保】産前産後国保税免除 【こ】妊婦のための支援給付事業 【保】出産育児一時金	【こ】子ども医療費助成 【こ】児童手当 【こ】私立幼稚園就園奨励費補助金 【こ】未熟児養育医療の給付												
ひとり親支援			【こ】母子父子福祉相談 【こ】児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成 【こ】母子家庭等日常生活支援事業 【こ】母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等） 【こ】母子父子寡婦福祉資金 【こ】ひとり親家庭等入学支度金（小学校）ひとり親家庭等入学支度金（中学校）												
障がい児・者支援			【障】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 【障】伊勢原市福祉手当 【障】特別支援学校在学者福祉手当 【障】障害児福祉手当 【こ】特別児童扶養手当 【障】児童慢性特定疾患児日常生活用具給付 【障】自立支援医療（育成医療） 【障】心身障害者医療費助成 【障・家】障がい福祉サービス、地域生活支援事業 【家】障害児相談支援事務所、障害児通所支援制度 【家】レスパイトサービス												
教育										【教セ】教育相談（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む） 【教セ】就学相談 【学】要保護準要保護児童・生徒就学援助 【教セ】通級指導教室（ことばの教室）まなびの教室 【生】子ども学習習慣づくり支援事業 【社】家庭教育講演会（保護者対象）					



妊娠にむけて

不妊治療（先進医療）・不育症治療にかかる費用の助成を行っています。
神奈川県では、妊娠前から「妊娠・出産の正しい知識」の情報提供や、不妊症・不育症の相談に応じています。



性と女性の相談センター

担当：平塚保健福祉事務所秦野センター
☎ 0463-82-1428

丘の上のお医者さん

男女のカラダ、妊娠の仕組み、将来のライフプランについてなど、正しい知識をわかりやすく知ることができます。



不妊・不育専門相談センター

不妊症や不育症について知りたい方、不妊や不育の治療などをされてお悩みの方はご相談ください。



不育症治療費助成

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

不育症に悩む夫婦に対し、保険適用外の治療費の一部を助成します。

対 象

- ① 申請時現在、1年以上本市に住所を有していること
- ② 夫婦が法律上の婚姻関係にあること
- ③ 市税などを滞納していないこと
- ④ 国民健康保険や健康保険等の医療保険に加入していること
- ⑤ 夫婦の前年所得の合計が730万円未満であること

助 成 額

自己負担額の1／2の額（上限20万円）を助成します。
年1回、5年間申請できます。





不妊治療費（先進医療分）助成

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

妊娠にむけて

医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部を助成します。

対象となる治療

- 保険診療の体外受精及び顕微授精と併せて実施した「先進医療にかかる費用」
 - ※ 先進医療は、厚生労働省より先進医療として告示されている治療・技術です。
 - ※ 次の治療は対象外です。
 - ・人工授精等の一般不妊治療
 - ・全額自己負担で実施した体外受精及び顕微授精と併せて実施した治療
- 令和6年4月1日以降に終了した治療が対象です。
- 1回の治療（※）の終了日から起算して6月以内に申請してください。

助成を受けることができる方

- ① 医療保険適用の不妊治療（体外受精・顕微授精）と併用して先進医療を受けていること
- ② 助成申請の時点で、夫婦の両方または一方が伊勢原市民であるご夫婦（事実婚を含む）
- ③ 国民健康保険や健康保険等の医療保険に加入していること
- ④ 市税などを滞納していないこと
- ⑤ 他の自治体で助成を受けていないこと

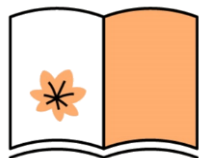
助成額

1回の治療（※）で先進医療にかかった費用の10分の7について、5万円を上限に助成します。

（※）1回の治療とは

医師が判断した採卵準備のための投薬開始等治療計画を作成した日から、妊娠の確認等（医師の判断により、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程を1回の治療とします。





妊娠がわかったら

妊娠がわかったら、母子父子健康手帳を受け取りましょう。

母子健康手帳は、妊婦の方の健康状態や妊娠中の経過、出産や赤ちゃんの発育の経過や健康診断の結果、受けた予防接種の情報などをまとめて記録する、子育てに欠かせない大切な手帳です。

母子父子健康手帳

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

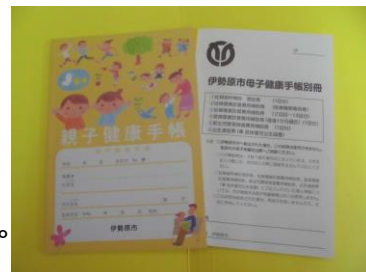
妊娠や出産、育児に役立てるとともに、予防接種や成長、発達記録を残すための母子健康手帳を交付します。また、父親の積極的な育児参加を促すために、「父子健康手帳」もあわせて交付します。

対 象

妊娠の届出をした妊婦およびそのパートナー

利用方法

こどもみらい課窓口で「妊娠届出書」を記入・提出してください。妊婦の方のマイナンバーの記載や本人確認が必要となりますので、「マイナンバーカード（個人番号カード）」または本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。



妊産婦健康診査（助成）

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

お母さんと赤ちゃんの健康を守るため、妊産婦健診費用助成として、妊婦健康診査受診券等を交付しています。

助 成 内 容	助成額
妊婦健康診査 1回目	20,000円
妊婦健康診査 2～14回目	5,000円
追加補助券 (妊婦健康診査受診券と併用)	1,000円×26回分
産婦健康診査	5,000円

利用方法

母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券等（母子健康手帳別冊）を交付しますので、妊産婦健康診査受診時に母子健康手帳と一緒に医療機関等に直接、提出してください。一部の医療機関等では受診券等が利用できない場合があります。その場合は、償還払いの申請手続きができます。償還払いの手続きに必要な書類については、「出生に伴う手続きフローチャート」の7番（P16）をご覧ください。担当までお問い合わせください。



全ての妊婦が安心して出産・子育てできるように支援するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施しています。

妊娠がわかったら

切れ目のない子育て支援（伴走型相談支援）

出産前

妊娠期

出産

産後

子育て期

産前・産後サポート（すくすく健康相談、訪問など）

発達・発達相談

未熟児
療育医療

産後ケア

離乳食教室

子育て講座

育児教室・親子教室

産婦健診助成

赤ちゃん訪問

乳幼児健診

4か月

7か月健康相談

誕生日前

1歳6か月児

2歳児歯科

3歳児

健康相談

5歳児

すこやか

凡例

教室

相談支援

経済的支援

① 妊娠届出時

出産までの見通しを立て、支援サービスを紹介します。



② 妊娠8か月

アンケートを送付します。希望者には面談も実施します。



③ こんにちは赤ちゃん訪問

助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発達・発達を確認と子育てに関する相談や支援サービスについて紹介を行います。



妊娠時と出産後のサポートを強化

① 妊婦支援給付金(1回目)

妊婦 1人あたり5万円

※胎児の心拍確認後申請できます

※申請書等は妊娠届出時にお渡しします

② 妊婦支援給付金(2回目)

胎児 1人あたり5万円

(流産・死産の場合も対象となります。)

※申請書等は訪問時にお渡しします



妊婦歯科検診（助成）

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

妊婦の口腔内の健康を保ち、早産予防等による胎児・乳児の健全な発育のため、医療機関で歯科検診を受診した際の費用を助成します。

自己負担

無料

利用方法

母子健康手帳交付時に1回分の受診券（母子健康手帳別冊）をお渡ししますので、歯科検診受診時に母子健康手帳と一緒に対象の医療機関等に直接、提出してください。



妊婦歯科・食事相談

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

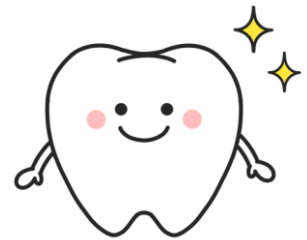
歯科衛生士や栄養士に妊娠中の歯のケアや食事の相談ができます。（予約制）

対 象

妊娠5か月以降の妊婦

利用方法

中央公民館で実施します。
「広報いせはら」や市のホームページ等で日程をお知らせします。
伊勢原市LINE公式アカウント（P3）からお申し込みのうえ、実施日に直接会場へお越し下さい。
（幼児のきょうだいがいる場合は事前にご相談ください。）



助産制度

担当：こども家庭相談課
☎ 0463-94-4642

出産に当たって、保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象に、その費用を助成します（制度の利用には事前相談が必要です）。

おしえてクルリン 電子母子手帳「母子モ」

予防接種モ！ 成長記録モ！ 街の育児情報モ！
妊娠から出産、育児までをフルサポート。地域とつながる
安心の子育て応援アプリです。ぜひ、ご登録ください。





新生児聴覚検査（助成）

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

妊娠届出時に、新生児聴覚検査費用補助券（母子健康手帳別冊）を母子健康手帳と一緒に交付します。

生まれつき聞こえに問題をもつ赤ちゃんは1000人に1～2人と言われています。早期に発見し、適切な治療・援助をしてあげることが、ことばの発達の上でも大切です。赤ちゃんの健やかな発達のためにも新生児聴覚検査を受けましょう。

対 象

検査日に伊勢原市に住民票がある生後3か月未満のお子さん

対象検査

AABR、ABR、OAE いずれの検査のうち初回検査1回のみ

助成金額

検査の種類にかかわらず3,000円

注意事項

一部の医療機関等では補助券が利用できない場合があります。その場合は、償還払いの申請手続きができます。償還払いの手続きに必要な書類については、「出生に伴う手続きフローチャート」の7番（P16）をご覧ください。担当までお問い合わせください。

妊娠がわかったら





妊娠や分娩、産じょく、育児、栄養に関する知識を習得していただくとともに、仲間づくりの場を提供します（材料費等の実費負担があります）。

対 象

初妊婦とそのパートナー（定員おおむね12組程度）

利用方法

日程や会場については、妊娠届出時にチラシをお渡ししています。

「広報いせはら」や市のホームページ等でもお知らせします。

伊勢原市LINE公式アカウント（P3）からお申し込みください。

妊娠がわかったら

母親父親教室 （妊娠編）

内 容

- 助産師の話
- マタニティ体操
- プレママ交流会
- 抱っこ体験
- お母さんと赤ちゃんの栄養の話
- 食事づくり実演
- 離乳食作りの実演

母親父親教室 （赤ちゃんとの生活編）

内 容

- 赤ちゃんとの生活
- 乳幼児揺さぶられ症候群
- 妊娠中の歯のケア
- お風呂の入れ方
- 育児体験
- 妊婦体験





これからおばあちゃん、おじいちゃんになる皆さんへ
新米ママやパパの応援団になっていただくために、子育ての今と昔の違いや、知っておくとよい情報などをお伝えします。

対象者

妊婦または祖父母になられる人が伊勢原市在住で、これからお孫さんを迎える人
(定員おおむね24人程度)

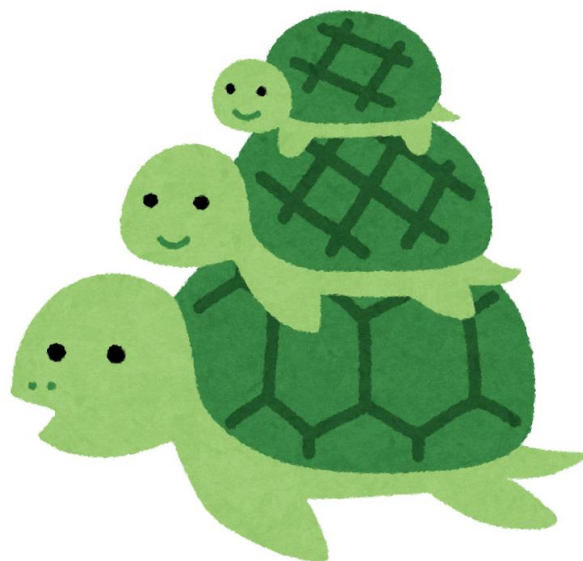
参加方法

日程や会場については、妊娠届出時にチラシをお渡ししています。

「広報いせはら」や市のホームページ等でもお知らせします。
伊勢原市LINE公式アカウント（P3）からお申し込みください。

内容

- ・子育ての今昔
- ・乳幼児揺さぶられ症候群について
- ・おむつ交換方法
- ・沐浴方法の実演 など





産前産後期間の国民健康保険税の免除

担当：保険年金課
☎ 0463-94-4728

国民健康保険に加入されている方の産前産後期間の国民健康保険税を免除します（社会保険等に参加している方は、加入している被用者保険へ直接、お問い合わせください）。届出は出産予定日の6か月前から行えます。出産後の届出も可能です。

対 象

国民健康保険加入者で令和5年11月1日以降に出産した方または出産予定の方

減額対象

対象者の国民健康保険税のうち、出産予定月または出産月の前月から4か月間相当分の所得割額と均等割額（多胎妊娠の場合は出産予定月または出産月の3か月前から6か月間相当分）

※令和6年1月より前の期間については、減額の対象になりません。令和6年1月31日までに出産した方は、令和6年1月相当分以降の国民健康保険税のみが減額されます。



産前産後期間の国民年金保険料の免除

担当：保険年金課
☎ 0463-94-4520

出産(※)予定日または出産日の属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除され、納付したものととして年金額に反映されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除され、納付したものととして年金額に反映されます。

なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

対 象

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年（2019年）2月1日以降の方
ただし、国民年金の任意加入期間は対象になりません。

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。

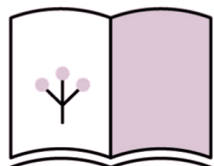
なお、出産後も届出が可能です。

必要書類

母子健康手帳や妊産婦健康診査補助券（母子健康手帳別冊）など出産予定年月日がわかるもの1点

※出産後に市区町村窓口で申請するときに、すでに出生届を市町村に受理されている場合は不要です。

※別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。



お子さんが生まれたら

お子さんが生まれたら、まずは出生届を提出してください。

赤ちゃんの誕生おめでとうございます。

出生届は、法律によって届出が定められています。出生届出後さまざまな行政の制度を利用できるようになります。



出生届

担当：戸籍住民課
☎ 0463-94-4713

出生届は、お子さんが生まれた日を含めて、14日以内（届出期間満了日が土日祝日の場合は、その翌日まで）に届出をしてください。

届出場所は、子の本籍地か届出人の所在地または赤ちゃんの出生地のいずれかの市区町村役場です。必要書類等は、出産に伴う手続きフローチャート（P16）をご覧ください。



出産育児一時金

担当：保険年金課
☎ 0463-94-4728

国民健康保険に加入されている方が出産したとき、出産育児一時金が支給されます（社会保険等に加入している方は、加入している被用者保険へ直接、お問い合わせください）。

対 象

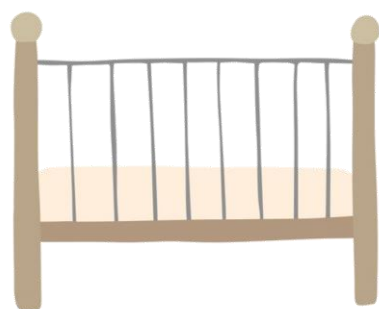
国民健康保険加入者で出産した方

※直接支払制度（国民健康保険から分娩機関に出産育児一時金を支給する方法）を利用されなかった方、分娩費用が出産一時金を下回った方は手続きが必要です。

支 給 額

出産児1人につき、50万円

※令和5年3月31日以前の出産の場合は42万円



出生に伴う手続きフローチャート

マイナンバーの記載や本人確認が必要となる手続きがありますので、お子さんのご両親の「マイナンバーカード（個人番号カード）」と手続きされる方の「本人確認書類（運転免許証等）」をお持ちください。

※代理人（本人・本人と同一世帯の方以外）が手続きをされる場合は、「委任状」と代理人の本人確認書類もあわせて必要です。

手続きの順序

お子さんの出生から14日以内に

1 出生届の提出

健康保険加入、母親の国保税・国民年金保険料免除※

※出産前に届出されなかった方は、手続きが必要です。

社会保険等に加入している方
勤務先で手続きを
市の国民健康保険、国民年金に加入している方
市役所で手続きを

3 出産育児一時金の請求

直接支払制度を利用されなかった方、分娩費用が出産育児一時金(50万円※)を下回った方は、手続きが必要です。

社会保険等に加入している方が出産した場合
勤務先で手続きを
国民健康保険に加入している方が出産した場合
市役所で手続きを

4 こども医療費助成の申請

0歳から18歳の年度末までの児童の通院・入院費用を助成します

5 児童手当の申請

公務員の方は勤務先で手続きを

6 健康診査・予防接種のご案内

出生連絡票を忘れずに

7 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査助成金の申請

妊産婦健康診査受診券等が使えず、全額自己負担された方が対象です
※産後1年以内に申請してください

手続きに必要な書類

14日以内に書類が用意できない場合は、担当へご相談ください。

1

- 出生届
(出産された医療機関等で取得できます)
- 母子健康手帳

担当：戸籍住民課

2

- 出産予定日または出産日がわかるもの
(母子健康手帳など)
 - 母親の健康保険の資格がわかるもの
- ※健康保険加入の届出のみの場合は不要です。

担当：保険年金課

3

- 世帯主の認印
- 出産費用の領収・明細書
- 世帯主または出産者名義の預金口座がわかるもの
- 健康保険の資格がわかるもの
- 分娩機関で発行する直接支払制度の利用に関する同意書（原本）

担当：保険年金課

4

- お子さんの健康保険の情報がわかるもの
(後日提出で可)
- ※その他、住民票の状況によって書類が必要となる場合があります。

担当：こどもみらい課

5

- 生計の中心となる方の預金口座がわかるもの（第1子の場合）
- ※その他、住民票の状況によって書類が必要となる場合があります。

担当：こどもみらい課

6

- 出生連絡票（母子健康手帳別冊の巻末にありますので、事前に記入して提出してください）

担当：こどもみらい課

7

- 母子健康手帳
- 未使用の受診券や補助券
- 妊産婦健康診査等の領収書・診療明細書
- 認印
- 父母どちらかの預金口座がわかるもの

担当：こどもみらい課

お子さんが生まれたら



児童手当

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4633

18歳の年度末までの児童を養育する方に児童手当を支給します。

対 象

本市に住民登録があり、18歳の年度末までの児童を養育している父母等で、原則、生計中心者（所得の高い方）が受給者となります。

支 給 額

対象児童	児童の年齢	児童1人当たり月額
第1子・第2子	3歳未満	15,000円
	3歳以降	10,000円
第3子以降	0歳から18歳の年度末	30,000円

※ 「第3子以降」とは、22歳の年度末まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の監護相当・生計費の負担をしているこどものうち、3番目以降をいいます。



こども医療費助成

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4633

18歳の年度末までの児童の通院・入院に係る費用（保険診療分の自己負担額）を助成します。

対 象

本市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳から18歳の年度末までのお子さまです。ただし、次の制度を受給している人は、対象外となります。

- ① 生活保護の医療扶助を受けている人
- ② 里親に委託されている人
- ③ 伊勢原市発行の「**障**医療証」「**親**医療証」により医療費の助成を受けている人

利用方法

対象となる方に医療証を発行しますので、健康保険の情報がわかるものとともに医療機関等の窓口で提示してください。なお、医療証が使用できないケースでの手続きは、次の表のとおりです。

医療証が使用できないケース	手 続 き 方 法
医療証発行前に医療機関等を受診（有効期間内の受診に限ります）	一旦、自己負担していただき、領収書（保険点数、受診者名が記載されているもの）を必要書類とともにこどもみらい課に提出し、払い戻しの手続きをしてください。後日、指定された口座に保険診療分の自己負担額を振り込みます。 ※申請期限は、受診日の翌年同月末日までです。
神奈川県外の医療機関等を受診	

お子さんが生まれたら



未熟児養育医療の給付

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4637

出生時の体重が2,000 g 以下または身体の発育が未熟なまま生まれた乳児に対し、必要な入院医療にかかる費用の全部または一部を給付します。

対 象

出生時の体重が2,000 g 以下または身体の発育が未熟なまま生まれた乳児

支 給 額

入院医療費（診察、薬剤、治療材料、医学的処置、手術、その他の治療等）の自己負担分および入院時食事療養費標準負担額を助成します。



こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4637

助産師、保健師によるこんにちは赤ちゃん訪問を実施しています。
体重測定や育児相談を行い、4か月児健康診査票や地域の子育て情報をお届けします。



お子さんが生まれたら

おしえてクルリン

がいこくじんじゅうみん かた 外国人住民の方へ/For Foreign Residents

がいこくじんじゅうみん こそだ しえん 外国人住民のための子育て支援サイト/Parenting in Japan

● 「外国人住民のための日本の子育て」が7つの

げんご こうかい 言語で公開されています。

たげんご 多言語ナビかながわ/Multilingual Navigation Service

● 5つの言語と優しい日本語で、日常生活に必要な情報
いりようふくし こそだ せいかつしゅうかん と あ
（医療福祉、子育てなど）や生活習慣について問い合わせ
ができます。



子育て世帯の経済的負担等の軽減を図るため、申請月の翌月から12か月間紙おむつやおしり拭き等を支給します。

对象

市内に住民登録がある父母等の養育者と同居している乳児

支給内容

1月あたり4,500円を上限として、紙おむつ・おしり拭き等のカタログの中から好きなものを組み合わせて注文すると、自宅まで配達します。

お子さんが生まれたら

伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業を御利用の皆様へ

令和7年度

1. 支給方法

- 毎月1日0～20日に、住所地に届けます。
- 令和7年6月の配達開始日は6月25日～30日にお届けします。
- 配達日、お時間の指定などはありませんので、御了承ください。
- 郵留しなど、お外へのお返金は実施しておりません。
- 配達とは別対面で行います。医師等に不在の場合はポストに不在票を入れます。記載されている配達業者へお連絡の上、再配達の手続きを行ってください。

2. 品物の御注文について

- 支給開始は、1月分45点です。実際配渡も最大50点も可能です。最大5点の超過は1点につき10円が追加料金となります。超過27点の場合は1箱につき、配達員へ追加のお支払い頂く必要がございます。
- 最大5点の超過は、お支払いの必要はありません。
- 用立ての品は御注文をされた後、私たちが届けてまいります（1ヶ月より前にお品物が入ります）。手配が可能な場合もあります。詳しくは、どうぞお電話のホームページを御確認ください。]

3. 注文、変更（種類又は数量）及び中止の連絡について

- 初回、令和7年6月の御注文は、6月15日まで「成玉舎」へ御連絡ください。
- 従後7月の（種類又は数量）の注文・変更・中止の連絡は、配達される前月の月末（月末が休日の場合は1日）まで「成玉舎」へ御連絡ください。
- 御注文された月15日までにお知らせください。毎月25日～1月までにお届けします。
- 変更の要請が強い限り、最初に申し込まれた紙おむつ等が原則1箱も配達されます。一度配達された紙おむつ等のお取返は出来ませんので、御注意ください。

4. 支給期間

- 支給開始は、毎月1日（金12日）です。中止分等の持ち越しはございません。
- 一度支給された月に支給額を増やすことはできませんので、御了承ください。
- 支給終了の通知いたしますので、御注意ください。

5. その他

- 無料お外注は住所が異なる場合は、必ず「こどもみらい部」及び「成玉舎」へ御連絡ください。
- ラインナップで途中で変更することがあります。

伊勢原市 子育て家庭紙おむつ等支給事業の御案内



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

【制度に関するお問合せ先】

伊勢原市役所

こどもみらい部 こどもみらい課

〒259-1188
伊勢原市市役所 市民生活部
電 話 0463-94-4633
受付時間 平日 8:30～17:00

【注文及び配達に関するお問合せ先】



株式会社 成玉舎

伊勢原市 成玉舎 伊勢原支店

愛知県蒲田区 0120(73)5858（フリーダイヤル）

受付FAX 0120(89)0223（フリーダイヤル）

Eメール ishihara-baby@seiyaku-kaisha.co.jp
 伊勢原市に届くまで
 〒411-0012 伊勢原市大田町2-2-15-5
 〒A B 042-7700-0048（FAX）
 〒A B 042-7700-0048（TEL）
 受付時間 9:00～17:00（受付終了17:00以降は18:00迄受付）



伊勢原市 こどもみらい部 こどもみらい課

〒259-1188
伊勢原市市役所 市民生活部
電 話 0463-94-4633
受付時間 平日 8:30～17:00

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

委託業者 株式会社 成玉舎

(伊勢原市子育て家庭におむつ等支給事業支給用品一覧表)									
● 製品の名称および寸法をのぞきながら、簡潔に文でその製品の用途を記載します。 ● 製品の名称、1ヶ月 4.5 回です。 (数量および寸法は必ず記載する必要があります。) 支給制度で支給された製品は各自の責任となります。 ● 終了数量に達するまでに 1 ヶ月以上 10 日間程度の品切れ期間がある可能性があります。 ● 廃棄を超えて返した場合はもともと送料がかりませうの返金請求ができません。									
イメージ	品名	説明	規格	単位	数量	入数	品名	規格	単位
赤ちゃんのおむつ	P&G パンパース スーパー吸収	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	SA サイズ 4-5kg M サイズ 6-11kg L サイズ 9-14kg	5kg 6kg 4kg	5101 5102 5104	2200 2200 2200	P&G パンパース スーパー吸収	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	SA サイズ 4-5kg M サイズ 6-11kg L サイズ 9-14kg
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg L サイズ 9-14kg	5kg 6kg 4kg	7105 5106 5108	2200 2200 2200	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg L サイズ 9-14kg
	花王 パーザー フォーミュラ フレッシュ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg	5kg 4kg	6109 5110 5111	1750 1750 1750	花王 パーザー フォーミュラ フレッシュ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg
	大王製紙 デュラング	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg L サイズ 9-14kg	5kg 6kg 4kg	5112 6113 5114 5115	1650 1650 1650 1650	大王製紙 デュラング	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg L サイズ 9-14kg
	花王 エアフローター	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg	5kg 4kg	6117 5118 5119	1650 1650 1650	花王 エアフローター	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg
	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg	5kg 4kg	6117 5118 5119	1650 1650 1650	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg
	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg	5kg 4kg	6117 5118 5119	1650 1650 1650	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg
	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg	5kg 4kg	6117 5118 5119	1650 1650 1650	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg
	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg	5kg 4kg	6117 5118 5119	1650 1650 1650	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg
	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg	5kg 4kg	6117 5118 5119	1650 1650 1650	花王 パーザー フォーミュラ	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	新生児用 SA サイズ 4-8kg M サイズ 6-11kg
宝 貴	品名	説明	規格	単位	数量	入数	品名	規格	単位
赤ちゃんのおむつ	P&G パンパース スーパー吸収	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (56 枚入)	560 X1	131	530	P&G パンパース スーパー吸収	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (56 枚入)
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)	760 X1	530	450	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)	760 X1	530	180	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)	760 X1	530	180	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)	760 X1	530	180	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)	760 X1	530	180	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)	760 X1	530	180	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)
	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1 週間程度で使用するおむつです。	1パック (76 枚入)	760 X1	530	180	ユニバーサル トレーディング ニート	1ヶ月に必要と見られるように、おむつを 2 枚着用して 1	





産後の一定期間のお母さんと赤ちゃんに対し、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるように支援します。

対象者

市内在住の産婦と乳児

内容

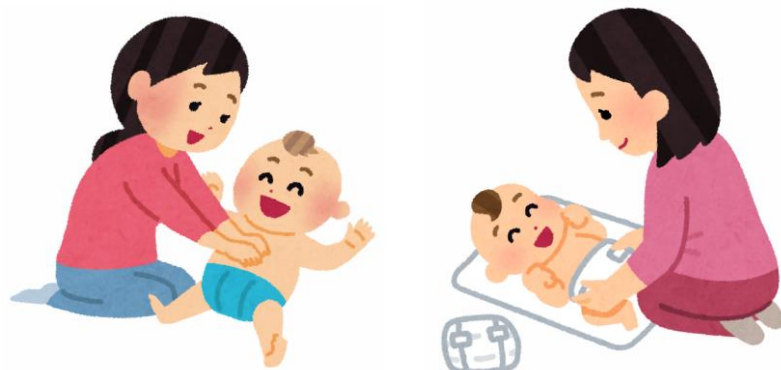
お母さんのケア（健康状態のチェックや母乳の相談など）
赤ちゃんのケア（体重測定や健康状態のチェックなど）
授乳や育児の相談など

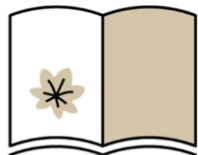
サービスの種類

- ショートステイ（宿泊型）
病院や産科医療機関に宿泊して行います。
- デイサービス（通所型）
日帰り（4～5時間程度）で行います。
 - 個別デイサービス：産科医療機関で個別に行います。
 - 集団デイサービス（クルリンベビママてらす）：年18回開催
こどもみらいプラザや中央公民館に数組が集まって行います。
- アウトリーチ（訪問型）
市の助産師が自宅を訪問して行います。

利用方法

- 集団デイサービス・アウトリーチ（訪問型）の場合
こどもみらい課へ電話で申し込みます。
- 宿泊型・個別デイサービス（産科医療機関等）の場合
「伊勢原市産後ケア事業利用券」が必要です。
事前に申請してください。
妊娠28週以降、または出産後に申請できます。





子育てに悩みがあったら

安心して子育てができるように、サポート体制を充実させています。

お子さんのことを一番大切に考えている保護者の皆さんも、時には気持ちが落ち込んだり、悩みを誰かに聞いてほしいと思うことがあったりしたら、お気軽に市の相談員にご相談ください。

育児に関する相談・教室

育児・母乳・食事電話相談

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4637

保健師や助産師、栄養士が健康や育児、食事（母乳や離乳食、幼児食等）に関する電話相談を受け付けています。

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時30までに、担当へご連絡ください。

のびのび育児相談

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4637

心理相談員が、幼児のことばの育ちや発達等に心配のある保護者からの相談をお受けします。

対 象

幼児のことばの育ちや発達等に心配のある保護者

内 容

発達に関する相談（年12回）

実施場所

こどもみらいプラザ

利用方法

担当に相談のうえ、事前に予約が必要です。





乳幼児健康相談（すくすく健康相談）

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

乳幼児の健全な成長や発達を促すため、身長・体重計測、健康相談などを行います。
（予約制）

対 象

小学校就学前までの乳幼児とその保護者

内 容

身体計測、健康相談等（実施場所により内容が異なります。）

実施場所

実 施 場 所	所 在 地
こどもみらいプラザ	田中348
中央公民館	東大竹1-21-1
成瀬コミュニティセンター	東成瀬26-1
伊勢原南公民館	東大竹854
比々多保育園	坪ノ内80-1
成瀬公民館	高森1840-2
大田公民館	下谷1474-1
高部屋公民館	西富岡1143-1

利用方法

「広報いせはら」や市のホームページ等で日程をお知らせします。
伊勢原市LINE公式アカウント（P3）からお申し込みください。





助産師、保健師、栄養士等の専門職の他、民生・児童委員、子育てアドバイザーや子育てサポーターが地域で活動していますので、お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員

赤ちゃんからお年寄りまで生活上の不安や心配事等、気軽に相談できます。関係機関につないでくれるパイプ役にもなってくれます。

子育てサポーター (市の養成講座修了認定者)

地域で子育てをする親子の強い味方です。「つどいの広場」の運営や、子育てひろばや離乳食教室などのお手伝いをしています。

子育てアドバイザー

保育士資格や幼稚園教諭免許等を持つスタッフが、子育て支援センター「クルリンにっこひろば」や「つどいの広場」などでお待ちしています。

助産師、保健師、栄養士等

妊娠期からお子さんやご家族の健康をはじめ、子育てに関わることについて一緒に考えていきます。

子育てに悩みがあったら



訪問指導（妊産婦・乳幼児）

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

保健師が保健指導が必要と認められる場合や心配事がある家庭に対して訪問をします。



幼児健診フォロー教室（親子教室・育児教室）

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

集団での遊びを通して、子どもの発達を見守りながら、保護者の育児不安の軽減を図り、育児全般についてアドバイスします。

利用方法

事前にご相談いただいた方に、担当から日程や実施場所についてご連絡します。

ごっくん離乳食教室

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

乳児の健やかな育ちを支援するため、離乳食の基本を学んでいただく教室です。
実演・試食あり。（予約制）

対 象

生後4か月から6か月のお子さん^と保護者

実施場所

こどもみらいプラザ2階すくすくルーム（毎月実施）

利用方法

「広報いせはら」や市のホームページ等で日程をお知らせします。
担当に電話予約のうえ、直接、会場へお越しください。



イヤイヤ期セミナー（にこにこ♪子育て講座）

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

「しつけとは、子どもに理解しやすい言葉で、家庭・社会のルールを伝えること」という考え方を基本に、しつけの方法を学び、楽しみながら、子育てができることを目指す講座です。託児があります（先着順）

利用方法

担当に電話予約をいただいてから、託児資料等を含めた案内を送付します。

はじめよう！ピカピカ歯みがきセミナー

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4637

赤ちゃんの歯がはえてきたら、少しずつお口のケアを始めましょう。お子さんと一緒に体験しながら、歯科衛生士がポイントをお話しします。（予約制）

- ・お口のホームチェック・お口の中をさわってみよう
- ・歯みがき習慣をつけましょう・食べ方・飲み物の注意点

対 象

生後5か月から1歳6か月のお子さんと保護者（妊婦さんの見学可）

実施場所

こどもみらいプラザ

利用方法

伊勢原市LINE公式アカウント（P3）からお申し込みください。



多胎児育児支援事業

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4637

多胎児（双子など）の保護者の交流を目的とし、子育て支援センター「クルリンにじっこひろば」に集まる機会を提供します。

対 象

多胎児の保護者

利用方法

市のホームページ（子育て支援センター）やチラシで日程をお知らせしますので、実施日に直接会場へお越しください。



幼児家庭教育学級

担当：社会教育課

☎ 0463-93-7500

親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するとともに、子どもが保育を通じて同年代の子どもたちと関わる機会を提供します。

対 象

おおむね7か月から未就学児までの子どもとその保護者

利用方法

「広報いせはら」や「公民館だより」で日程をお知らせしますので、講座を実施する公民館へ電話または直接、お申し込みください。

公 民 館 名 称	所 在 地	電 話 番 号
中央公民館	東大竹1-21-1	93-7500
大山公民館	大山303-1	93-5708
高部屋公民館	西富岡1143-1	94-3857
比々多公民館	坪ノ内307	92-6961
成瀬公民館	高森1840-2	95-1096
大田公民館	下谷1474-1	95-4375
伊勢原南公民館	東大竹854	92-1210

発達に関する相談・教室

発達相談

担当：こども家庭相談課
☎ 0463-74-5156

専門相談員が心身の発達に遅れや心配のある主に乳幼児に関する相談を受けています。
また、必要に応じて療育機関等の必要なサービスをご案内します。

対 象

心身の発達に遅れや心配のある主に未就学児とその保護者

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時30までに、担当へご連絡ください。

親子支援教室（ぽっぽ）

担当：こども家庭相談課
☎ 0463-74-5156

小集団において、「子どもの発達」について理解を深められるよう、遊びの経験の場の提供、こどもの発達に応じた情報提供や助言等を行います。

対 象

市の「発達相談」を受けた親子

利用方法

事前にご相談いただいた方に、担当から日程や実施場所についてご連絡します。

おしえてクルリン かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」

「パパノミカタ」とは、子育てに関する知識やコミュニケーションのヒントなど、パパになる方の「ミカタ」となる情報を集めた、かながわ版の父子手帳です。

パソコンやスマートフォンなどでいつでも、どこでもご覧いただけますので、ぜひ活用ください。



生活に関する相談・サポート

市営住宅

担当：建築住宅課
☎ 0463-94-4782

多子世帯（18歳未満の子どもが3人以上）やひとり親家庭等の方は、一般の申込者よりも抽選時に優遇が受けられます。市営住宅は、空き住戸の発生に応じて、定期的に募集します。募集の詳細については、市の広報またはホームページで確認するか、担当までお問い合わせください。

住居確保給付金

担当：地域福祉推進課
☎ 0463-94-4726

離職等により住居を失った、または失うおそれがあり、家賃の支払いが困難な場合は、家賃費用を短期で給付します。
住居確保給付金には、毎週、ハローワークで求職活動を行う等支給要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

母子生活支援施設

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4633

DV被害や生活困窮等さまざまな事情で生活や子どもの養育が困難な世帯を保護するとともに、安心して生活できる住環境を提供し、生活・就労の支援や施設内保育の実施等を通じて多方面から母子の自立を促進します。

支援内容

居室の提供、母子指導員等による生活指導を行っています。
退所した母子についても相談その他の援助を行います。

費用負担

入居者の市町村民税の課税状況に基づき、負担額が決められます。



生活福祉資金

担当：伊勢原市社会福祉協議会
☎ 0463-94-9600

所得の少ない世帯や障がい者世帯等が貸付相談できます。
※生活福祉資金（教育支援資金）の利用にあたっては、同制度より優先する制度（母子父子寡婦福祉資金や日本学生支援機構奨学金等）の利用が必要になります。

子育てに悩みがあったら

生活保護に至る前の段階の自立支援を行うため、就労支援、相談支援、生活福祉資金の借入支援（社会福祉協議会への案内）など、生活困窮者に対して支援を行います。

 生活保護担当：生活支援課
☎ 0463-94-4726

病気や退職、事故などで世帯の収入が減ったり、医療費がかかったりして生活が困窮した際に、その世帯の生活を支援するとともに自立を助長する制度です。

 いせはら みらい・クルリン こども食堂主催：NPO法人 地域福祉を考える会
☎ 0463-95-6665

子どもも大人も、一人でも家族でも、誰もが参加できみんなで楽しくご飯を食べるコミュニティの場です。こども食堂は、原則月2～3回実施しています。



その他の相談窓口

福祉総合相談

担当：地域福祉推進課
☎ 0463-94-4719

保健・福祉全般に関する総合相談窓口です。担当部署や保健福祉事務所等の関係機関と協力し、相談者の抱える課題の解決を図ります。

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時30までに、担当へご連絡ください。

家庭児童相談

担当：こども家庭相談課
☎ 0463-94-4642

家庭や児童の福祉に関するさまざまな相談に応じます。

対 象

18歳未満の児童のいる家庭

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時30までに、担当へご連絡ください。

子育てに悩みがあったら





子ども・若者相談

担当：こども若者支援課
☎ 0463-94-4647

子ども・若者（おおむね30歳まで）を対象とした相談、被害・非行防止活動などを実施します。

利用方法

48ページをご覧ください。



配偶者からの暴力による相談（DV相談）

担当：地域福祉推進課
☎ 0463-94-4719

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき、配偶者や親密な関係にあるパートナーからの身体的・精神的暴力などの相談をお受けします。また、状況により被害者の保護・自立支援など、県や警察、民間団体と連携して被害者の人権を擁護します。

利用方法

担当か相談ダイヤルへご連絡ください。

相談ダイヤル（直通）
☎ 0463-91-9237

子育てに悩みがあったら

おしえてクルリン オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて



子どもへの言葉による脅し、殴るなどの暴力、食事を与えないなどは、児童虐待になります。虐待は、子どもの成長や心に影響を及ぼすことがあると言われています。

「困ったな。」「どうしよう。」「と言うときは、抱え込まずにご相談ください。

子どもが健やかに育つことを願って、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンで、児童虐待防止について周知しています。

子どもを巡るさまざまな家庭の悩み等で子どもを虐待をした、または虐待をするおそれがある場合、または児童虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合の通告・相談を受け付けています。

対 象

- ① 子ども本人、子どもを虐待をした、または虐待をするおそれがある保護者
- ② 児童虐待を受けているのではないかと心配される子どもを発見した人や機関（家族、地域住民、学校、保育所、幼稚園、医療機関等）

利用方法

まずは、担当へご連絡ください。

その他の通告・相談窓口

名 称	電話番号	相談時間など
児童相談所 全国共通ダイヤル	189 (いち・はや・く)	地域の児童相談所に電話が繋がります。 (365日 24時間)
神奈川県平塚児童相談所	0463-73-6888	平日午前8時30分～午後5時15分
子ども・家庭110番	0466-84-7000	毎日午前9時～午後8時
虐待相談 かながわ (認定NPO法人チャイルド ファーストジャパン)	0463-90-2260	専門相談員が、子育ての不安や悩みなど を含め虐待に関する相談を受けます。 毎週月・水曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時
子どもの人権110番	全国共通フリーダイヤル 0120-007-110	平日午前8時30分～午後5時15分

一刻を争う場合は、警察へ110番通報をしましょう。

おしえてクルリン 虐待が疑われるときは、通告を。

「虐待を受けている、もしくは虐待を受けていると思われる子ども」に気付いたら、迷わずにご連絡ください。

子どもの安全を第一に考えて対応します。その連絡は子どもを救うだけでなく、虐待をしている大人に支援の手を差し伸べる第一歩にもなります。通告者の身元等を虐待者に知らせることはありません。匿名でも通告を受けます。虐待ではなかった場合も責任を問われることはありません。ためらわず通告することが虐待の防止には大切です。



国や県の取り組み

こどもの未来応援国民運動

担当：こども家庭庁支援局家庭福祉課

☎ 03-6771-8030



国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が示されました。

こどもの未来は日本の未来

この大綱に基づき発足した「こどもの未来応援国民運動」とは、子どもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民連携によるプロジェクトです。「こどもの未来応援国民運動」ポータルサイトでは、幅広い支援情報を検索できたり、国民運動の中核事業として、貧困の状況にある子どもたちの支援を行っているNPO等に対して、企業や個人から寄付金等を募り、基金による支援を呼びかけたりしています。

かながわ子育て応援団

担当：神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
次世代育成課

☎ 045-210-4690

神奈川県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年10月施行）の規定に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、その仕組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備の促進を図っています。



カナ・カモミール

担当：神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
子ども家庭課

☎ 045-210-4671

主に県内のひとり親家庭を対象として、行政やNPO等の支援情報を提供している、神奈川県が運営するポータルサイトです。

ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行っています。行政の支援情報をはじめ、無料または低額の学習塾や子ども食堂といった子どもを応援する取組を行うNPOや企業等の情報、イベントや各種情報、県からのお知らせ等を掲載しています。

子育て支援センター・つどいの広場・子育てひろば

担当：こどもみらい課 ☎ 0463-74-5558

お子さんと一緒に遊びながら、息抜きや情報交換の場として気軽に立ち寄れる支援拠点です。子育てアドバイザーや子育てサポーターが、子育ての悩みや育児に関する相談をお受けしたり、情報提供をしたりしています。地域に出向いた支援拠点としては、「つどいの広場」や「子育てひろば」もあります。

対 象

未就学児とその保護者

利用方法

時間内の出入りは自由です。予約が必要なイベントもありますので、ホームページで確認してください。



子育て支援センター「クルリンにっこひろば」

「引っ越してきたばかりで伊勢原のことがよくわからない、子育ての情報を知りたい」
「雨の日でも子どもが遊べる場所はある？」
「初めての子育て、これでいいのかな・・・」

などなど、毎日の育児の中で、ちょっとした不安や相談事をお母さん同士で話したり、子育てアドバイザーに相談したり、時には子ども連れでいかれるレストランやカフェの情報交換をしたり・・・

子育て支援センターはお子さんを遊ばせながら、お母さんやお父さんがホッと一息つくところ。

楽しいイベントも開催していますので、相談がなくてもお子さんと一緒に気軽に遊びに来てくださいね。

場 所

こどもみらいプラザ2階 [田中348]

開催日時

月～金曜日：午前9時30分～午前11時50分
午後1時～4時

第2・第4土曜日：午前9時～正午（祝日、年末年始はお休みです。）

※電話相談も受け付けています。☎0463-95-8181（直通）



子育てに悩みがあったら

つどいの広場（なるせ・ひびた・いせはら）

絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうたなどで遊んだり、誕生日会やぴよぴよタイム（0歳児対象）等のイベントを行っています。

つどいの広場（なるせ）

場 所

旧石田西集会所
〔石田878-4〕

開所日時

月・水・金曜日（祝日休み）
通年：午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

つどいの広場（ひびた）

場 所

比々多保育園ふれあいルーム
〔坪ノ内80-1〕

開所日時

火・木・金曜日（祝日休み）
通年：午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

つどいの広場（いせはら）

場 所

大原こども園子育て支援室
〔桜台1-36-5〕

開所日時

火・水・木曜日（祝日休み）
通年：午前9時30分～午後2時30分

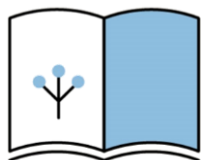


子育てに悩みがあったら

子育てひろば

「子育てひろば」は、各地の公民館に子育てアドバイザーがおもちゃを持って巡回し、みなさんをお待ちしています。ご近所の方との交流や情報交換等の場にご利用ください。

実施場所（実施曜日）	所 在 地	実施時間
伊勢原南公民館 （第1金曜日・第3水曜日第4火曜日）	東大竹854	午前10時～正午
大田公民館 （第1・第3木曜日）	下谷1474-1	
成瀬公民館 （第2・第4木曜日）	高森1840-2	
高部屋公民館 （第1・第3火曜日）	西富岡1143-1	
中央公民館 （第1・第2・第4水曜日）	東大竹1-21-1	



お子さんを預けるなら

保護者の就労と育児の両立を支援する事業があります。

お子さんを預ける教育・保育施設等は、施設によって手続き先が異なりますので、ご注意ください。また、掲載内容は変更になる可能性がありますので、利用する前に各施設にお問い合わせください。



子ども・子育て支援新制度利用者支援事業

担当：保育・幼稚園課

☎ 0463-94-4641

教育・保育施設や、各種子育て支援事業・制度の利用に関する相談をお受けします。

対 象

乳幼児や妊産婦がいる家庭

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後4時までに担当へご連絡ください。



保育料・利用者負担額の軽減

担当：保育・幼稚園課

☎ 0463-94-4641

子ども・子育て支援新制度に移行している保育所、認定こども園、小規模保育施設等に入所している児童の保育料・利用者負担額については、兄弟姉妹の有無や、課税状況に応じて、負担軽減の対象となる場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。



実費徴収に伴う補足給付

担当：保育・幼稚園課

☎ 0463-94-4638

低所得者世帯等が、給付対象となる教育・保育施設を利用する場合に、利用者負担額とは別に徴収される給食費（副食費）、教材費、行事費等の実費徴収額の一部を補助します。給食費（副食費）については、兄弟姉妹の有無に応じて、補助の対象となる場合があります。

詳しくは、担当までお問合せください。

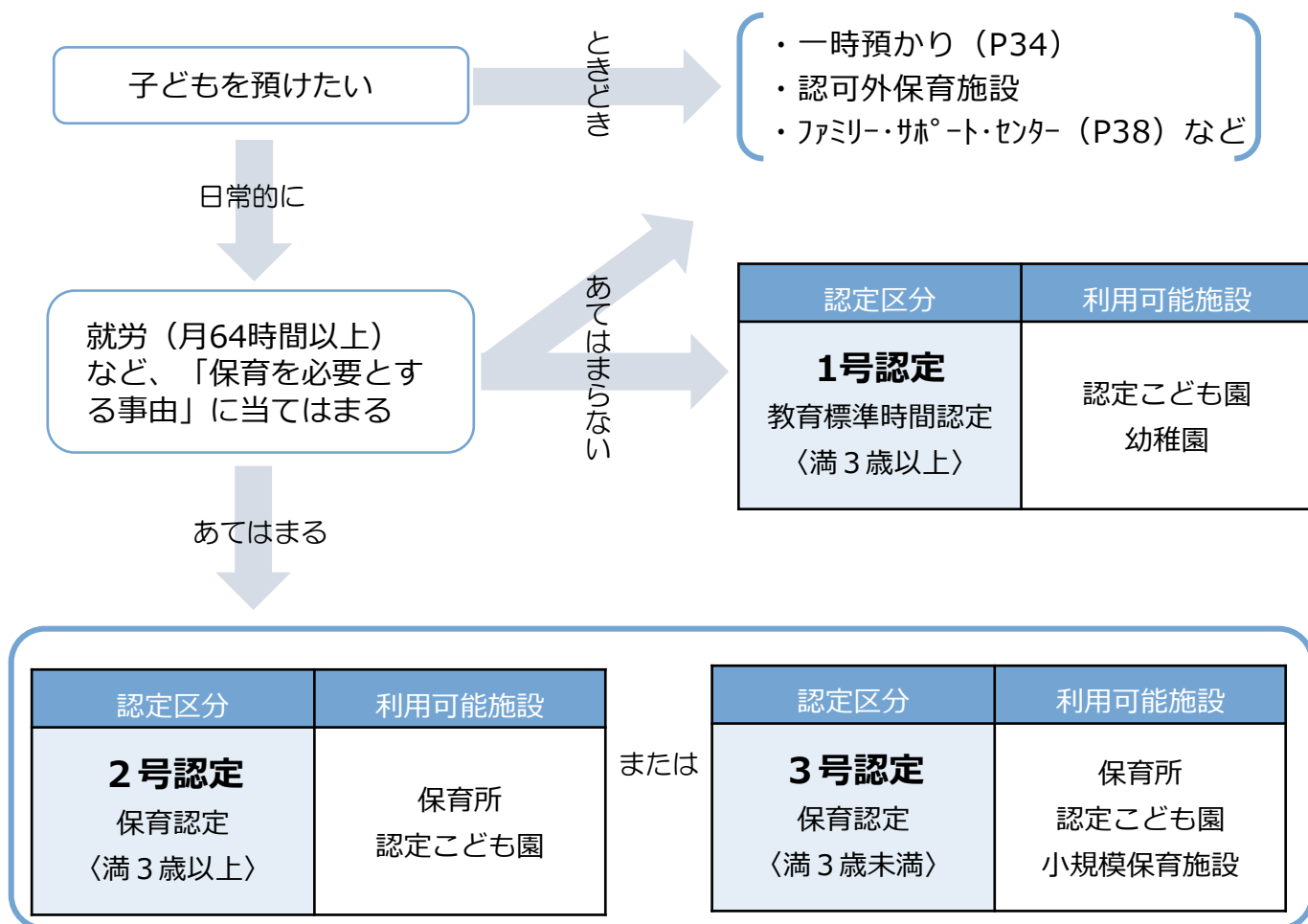




保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園など、小学校就学前の子どもに教育や保育を実施する施設や事業です。

利用方法

利用する施設やその内容により手続きが異なります。一部の幼稚園を除き、施設を利用するためには「教育・保育の必要性の認定」（１～３号認定）のいずれかを受けることが必要です。



お子さんを預けるなら

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「**保育標準時間認定**」と「**保育短時間認定**」に区分されます。

保育標準時間認定

月120時間以上勤務する方などが、利用できる区分です。
1日の利用可能時間は、最大で11時間までです。

保育短時間認定

月64時間以上勤務する方などが、利用できる区分です。
1日の利用可能時間は、最大で8時間までです。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

働いているお母さんのための保育所等入所申請フローチャート

5月から1月入所の流れです。2月から4月の入所は申込期限が異なりますので、ご注意ください。

妊 娠

母子健康手帳を受け取りましょう。

詳しい手続き内容は、「妊娠がわかったら」(P7～12)をご覧ください。

産前休暇

出産予定日の6週間前から、多胎妊娠の場合は14週間前から取得できます。

出 産

出生届等の手続きを忘れずに行いましょう。

詳しい手続き内容は、「お子さんが生まれたら」(P13～16)をご覧ください。

産後休暇

出産翌日から8週間取得できます。

育児休業

育児休業の取得については、まずはお勤め先に相談しましょう。

職場復帰 1～3か月前

この期間に、次の項目を確認しましょう。

- 市役所に保育所等入所の相談（入所に必要な書類の収集）
- 保育所等の見学
- 就労証明書取得の準備

育休復帰後の勤務予定をお勤め先から証明してもらってください。
また、あわせて、保育所等に入所できなかった場合、育児休業の延長等が可能かどうか確認しておきましょう。

入所申込

入所希望月の前の月の5日までに必要書類の提出が必要です。
※ 2月から4月入所の申込期限は担当までお問合せください。

入所決定

入所希望月の前の月の20日以降

入所できなかった場合

- 育児休暇の延長等
- 認可外保育施設の利用

入所 ならし保育 職場復帰

ならし保育とは

お子さんがこれから1日の大半を過ごす保育園に、1日目1時間、2日目2時間のように、段階を踏んで少しずつ慣れていくための期間です。ならし保育の期間は2週間程度を目安としますが、施設やお子さんの状況によって変わります。入所と職場復帰の時期等について、お勤め先と相談しましょう。

お子さんを預けるなら



保育所

対象年齢 0～5歳

担当：保育・幼稚園課

☎ 0463-94-4641

児童福祉法に基づき、保護者の就労や病気等の理由で、家庭で十分な保育ができない場合、保護者にかわって乳児・幼児を保育する施設です。

	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	自主事業	
					一時預かり	発達サポート
公立	高部屋愛育保育園	西富岡1096	95-1086	5か月	○	○
公私	比々多保育園	坪ノ内80-1	93-1390	5か月	○	
私立	伊勢原愛児園	沼目2-6-3	95-1235	5か月		
	伊勢原愛児園 分園わかば	沼目1-98-1	51-6982		○	
	ベルガーデン保育園	東大竹2-2-1	93-3033	8週 経過後	○	
	分園 はなベル	伊勢原2-5-39	94-4187			
	林台保育園	栗窪210-1	93-1007	5か月	○	
	大原第二保育園	桜台1-16-15	80-6210	8週 経過後		
	伊勢原ふたば保育園	高森1391-3	92-6226	5か月	○	
	リスブラン保育園	池端536	91-0050	8週 経過後	○	
	伊勢原こばと保育所	池端502	93-4414	8週 経過後	○	
	なるせ保育園	下糟屋3031-3	74-5337	5か月		



一時預かり

保育所などを利用していないご家庭の一時的かつ低頻度な保育の利用を支援することを目的としているサービスです。申込方法や利用料は、各施設およびサービス内容等により異なります。詳しい内容や申込み方法などは、各施設にお問合せください。



発達サポート

発達に遅れや心配のある小学校就学前の児童が公立保育所で集団生活を経験することで、児童の段階的な発達を支援します。

お子さんを預けるなら



認定こども園

対象年齢 0～5歳

担当：保育・幼稚園課

☎ 0463-94-4641

小学校就学前の子どもに幼児教育（幼稚園の機能）と保育（保育所の機能）の両方を提供することができる施設です。利用できる年齢は園によって異なります。

※ 幼稚園（1号認定）としての利用申込は、直接、各施設へ

	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	自主事業
幼保連携型	伊勢原立正幼稚園	沼目6-1209	93-8992	1歳	・未就園児教室 ・園庭開放 など
	伊勢原山王幼稚園	三ノ宮468	95-4550	1歳	・未就園児教室 ・園庭開放 など
	伊勢原ひかり幼稚園	東大竹1377	92-8882	1歳	・未就園児クラス ・園庭開放 など
	伊勢原八雲幼稚園	板戸623	93-4950	5か月	・子育て相談事業 ・園庭開放 など
幼稚園型	伊勢原幼稚園	伊勢原3-10-5	95-0326	3歳	・未就園児クラス ・育児相談 など
	伊勢原白百合幼稚園	池端536	94-1192	2歳	・子育て支援事業 ・園庭開放 など
				3,4,5歳	
	しらゆり チャイルドガーデン	桜台1-4-2 たくみビル2F	93-0118	3か月	
				0,1,2歳	
	伊勢原みのり幼稚園	岡崎6994-3	93-2918	3歳	・未就園児教室 ・園庭開放 など
保育所型	中央マドカ幼稚園	高森446-1	93-7509	3歳	・未就園児クラス ・園庭開放 など
	大原こども園	桜台1-36-5	93-8925	8週経過後	・育児相談事業 ・園庭開放 など

預かり保育（幼稚園・認定こども園（1号）利用者）

幼稚園に在園している園児で、保護者の就労や病気などで園の正規教育時間の前後に家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育します。申込は直接、実施園をお願いします。

お子さんを預けるなら



小規模保育施設

対象年齢 0～2歳

担当：保育・幼稚園課
☎ 0463-94-4641

市の認可事業として創設された施設です。
利用定員が19人以下と比較的小規模な環境で保育を行います。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢
きしゃぽっぽ	高森2-3-1	93-0012	2か月
ピュアキッズ大原	桜台1-15-27 Mビル1F	93-0812	8週経過後
駅前保育ルーム ぽっけ	伊勢原1-14-18 岩崎ビル101	74-5552	6か月
ほとふ伊勢原	伊勢原1-22-6 Kビル1F	97-2022	6か月



幼稚園

対象年齢 3～5歳

担当：保育・幼稚園課
☎ 0463-94-4641

幼稚園の利用については、直接、園にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	預かり保育
成瀬幼稚園	高森2-19-12	93-1391	3歳	○



こども誰でも通園制度

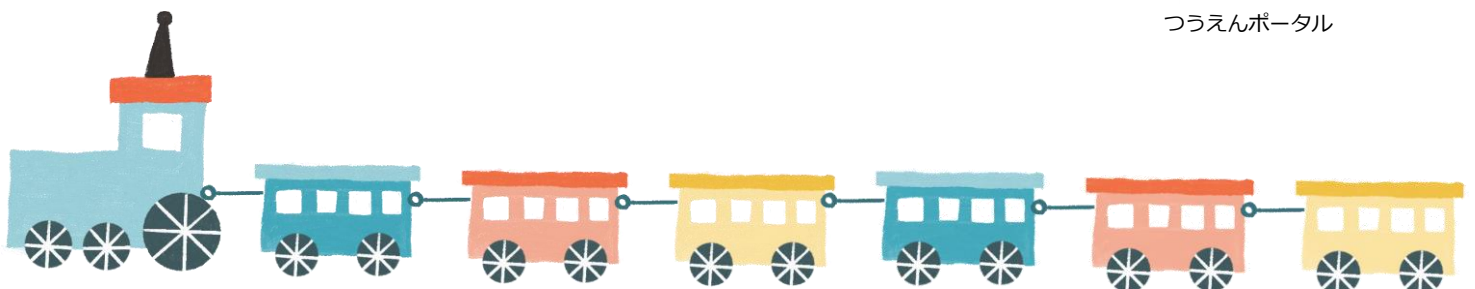
対象年齢 0～2歳

担当：保育・幼稚園課
☎ 0463-94-4638

保育園などに通っていないこどもが月一定時間幼稚園などに通うことができる制度です。
利用については、こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）から申込いただけます。



つうえんポータル



お子さんを預けるなら



病気の発症時（急性期）から回復期にあつて、集団保育が困難な児童を一時的にお預かりします。利用に際しては、医師が発行する医師連絡票（有料）と利用料金等が必要となります。なお、利用日の前日までに予約（初回時登録）が必要です。緊急の場合はご相談ください。

施設名

伊勢原協同病院 病児・病後児保育室 ひまわり〔田中345〕

☎ 0463-94-2148（FAX兼用）

対象年齢

- ・病児：生後6か月から小学3年生まで
- ・病後児：生後8週間経過後から小学3年生まで

利用時間

初回予約は連続3日間までです。以降、継続利用する場合は相談してください。

利用日数

1回あたり7日まで（原則）

ただし、初回申請3日間まで。以降、継続申請してください。

定員

1日6人（先着順）

利用料金

1人1日2,000円（その他昼食・おやつ代380円）





子育てのお手伝いをして欲しい人と、お手伝いをしたい人を繋ぎ、地域での子育てを応援しています。「病院に行きたいのでこどもを預けたい」「保育園の送迎を手伝って欲しい」「少しこどもから離れてリフレッシュしたい」そんな人は、是非ご相談ください。

利用方法

利用前に会員登録が必要です。利用希望の方はファミリー・サポート・センター事務局までご連絡ください。

会員条件

依頼会員：原則として、市内在住・在勤・在学で、3か月以上の乳児から小学6年生までの児童の保護者

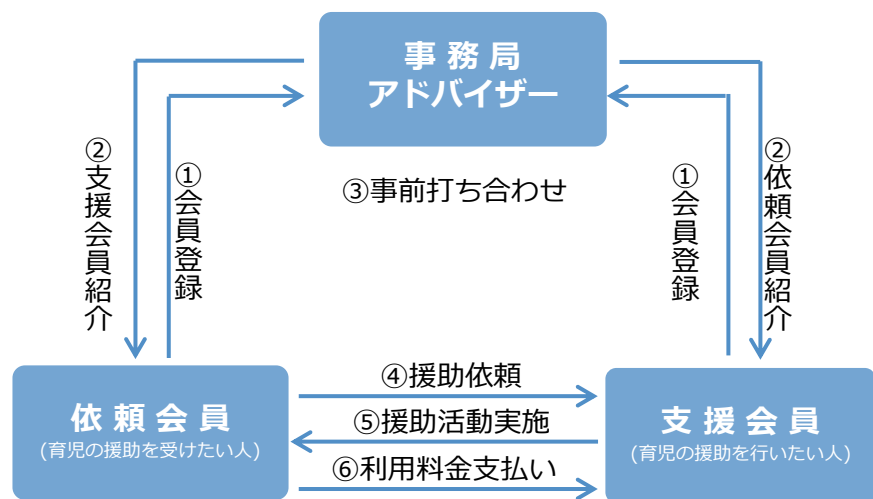
支援会員：市内在住で、こどもの育児や保育に理解と熱意がある健康な方（市が開催する援助活動に関する講習会を受講していただきます。）

※依頼会員、支援会員両方を兼ねることもできます（両方会員といいます）。

援助活動の内容

- ・ 保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ等（以下「保育施設等」という）の送迎
- ・ 保育施設等の開始時間まで、または終了後、こどもを預かること
- ・ 保護者の病気や冠婚葬祭などの場合にこどもを預かること
- ・ その他会員の子育て支援のため、臨時的にこどもを預かること

ファミリー・サポート・センターのしくみ



- ① 利用前に、会員登録をします。
- ② ファミリー・サポート・センター事務局が、活動内容に合った会員を紹介します。
- ③ 依頼会員（こども同伴）・支援会員・アドバイザーの三者で事前打ち合わせを行います。
- ④ 依頼会員は支援会員に依頼したい日を連絡します。
- ⑤ 支援会員による援助活動を実施します。
- ⑥ 依頼会員は支援会員に直接、利用料を支払います。

お子さんを預けるなら

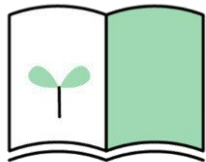
お子さん1人につき1時間当たりの料金

活動日	利用料金
月曜日～金曜日 午前7時～午後7時	700円
土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 (12/29～1/3) 並びに上記以外の時間帯	900円

お問い合わせ先

ファミリー・サポート・センター事務局
所在地：こどもみらいプラザ2階

☎0463-74-5596(直通)



小・中学生のお子さんには

子どもたちが安心して学校生活を送るための環境を整えています。

小・中学校で、お子さんが健やかに、楽しく、のびのびと生活できる環境づくりのために、お子さんご自身や保護者の方が利用できる支援制度があります。



要保護準要保護児童・生徒就学援助

担当：学校教育課

☎ 0463-74-5168

経済的な理由により、小・中学校へお子さんを就学させることが困難な家庭に対して、学校でかかる費用の一部を市が援助します。

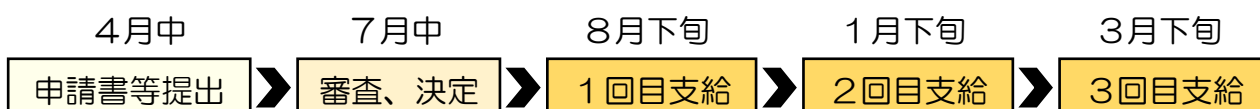
対 象

世帯の前年所得額が生活保護基準による最低生活費の一定基準以下の世帯

助成内容

区 分		学用品費	通学用品費	校外活動費	新入学学用品費	修学旅行費	学校給食費	体育用具費	医療費	めがね購入費
小 学 校	1年生	11,630円	-	所要額	57,060円	-	-	-	実費	15,000円 まで
	2~5年生	11,630円	2,270円	所要額	-	-	-	-		
	6年生	11,630円	2,270円	所要額	-	所要額	-	-		
	生活保護受給者	-	-	-	-	所要額	-	-	-	-
中 学 校	1年生	22,730円	-	所要額	63,000円	-	所要額	所要額	実費	15,000円 まで
	2年生	22,730円	2,270円	所要額	-	-	所要額	-		
	3年生	22,730円	2,270円	所要額	-	所要額	所要額	-		
	生活保護受給者	-	-	-	-	所要額	-	-	-	-

申請スケジュール



小・中学生のお子さんには



健康診断（小・中学校の各学年）

担当：学校教育課
☎ 0463-74-5168

学校保健安全法第11条および第13条に基づき、健康診断を実施します。

対 象

- ① 小学校入学予定の未就学児
- ② 小・中学校の児童・生徒

利用方法

- ① 9月中旬頃に対象者に通知し、10月から11月に就学時健康診断を実施
- ② 各小・中学校にて健康診断を実施



就学相談

担当：教育センター
☎ 0463-74-5253
FAX 0463-95-7615

小学校入学を迎える児童で個別の配慮や支援を必要とするお子さんの就学に関する相談ができます。

対 象

年長児をもつ保護者

利用方法

就学相談は、教育センターにご連絡ください。
月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの間でお受けしています。＊原則、11月末日まで



教育相談（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー含む）

担当：教育センター
☎ 0463-94-8900
FAX 0463-95-7615

学校のこと（不登校、発達に関すること、友人関係等）や家庭教育等について、教育相談員や市内小・中学校に配置しているスクールカウンセラー、巡回しているスクールソーシャルワーカーに相談ができます。

対 象

市内在住、在学の児童・生徒本人やその保護者または教職員

利用方法

教育相談は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに教育センターでお受けしています。
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの利用については、お子さんが在籍している学校に直接、ご連絡ください。



通級指導教室（ことばの教室・まなびの教室）

担当：教育センター
☎ 0463-74-5253

小学校の通常の学級に在籍する児童を対象とする通級制の指導教室です。

対 象

通常の学級に在籍する児童で、聞いたり話したりすることが苦手な児童や集団行動やコミュニケーションが苦手な児童

利用方法

お子さんの在籍する学校と相談のうえ、学校を通じて申込みを行い、入級審査の結果、入級を認められた児童が通級します。



子ども学習習慣づくり支援事業

担当：地域福祉推進課
☎ 0463-94-4726

対象となるお子さんに対し、大学生等による学習支援を行っています。
自由な雰囲気の下で、子どもたちはそれぞれのペースで学習習慣づくりに取り組んでいます。

対 象

生活保護受給世帯及び児童扶養手当を受けている世帯の小学校5年生から中学3年生



家庭教育講演会（保護者対象）

担当：社会教育課
☎ 0463-93-7500

市内の小・中学校に通う児童・生徒の保護者に対し、家庭教育に関する講演会を実施します。
講演会を通じて家庭教育について考える機会を持ち、地域全体で子どもを育てる意識を醸成します。

対 象

市内の小・中学校に通う児童・生徒の保護者

利用方法

公民館へお申し込みください。



小・中学生のお子さんには



放課後子ども教室（愛称：いせはら未来っ子クラブ）

担当：こども若者支援課

☎ 0463-94-4647

児童の安全・安心な居場所として、地域住民の協力を得て行う教室です。地域と一体になった環境で他学年の児童と交流できることが特徴で、漢字の学習やことばあそびのほか、バドミントンや卓球、工作や科学ショーなど、さまざまなプログラムを行います。

対 象

市内小学校に在籍する児童

利用方法

5月に参加申込を受け付けます。

※ 参加費無料



教室の名称	実施場所	実施日時(下校時刻から受付) ※時間は目安です	
いせはら教室	伊勢原小学校 体育館、図書室	給食のある 水曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時15分
いしだ教室	石田小学校視聴覚室、 図書室、体育館	給食のある 月曜日の放課後	開始：1年生は1・2学期午後1時45分 2年生以上は午後3時 終了：午後4時15分
たけぞの教室	竹園小学校 多目的ルーム 図書室、体育館	給食のある 木曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時30分
なるせ教室	成瀬小学校 ブレイルーム、体育館	給食のある 木曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時30分
ひびた教室	比々多小学校 図書室、体育館	給食のある 水曜日の放課後 (最終週は金曜日)	開始：午後2時30分 終了：午後5時
おおやま教室	大山小学校図書室、 体育館、音楽室	給食のある 水曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時30分
さくらだい教室	桜台小学校体育館 ワークスペース(2)	給食のある 木曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時30分
たかべや教室	高部屋小学校体育館、 5年なかよし、図書室	給食のある 月曜日の放課後	開始：1・2年生は午後1時20分 3年生以上は午後3時 終了：午後4時30分
みどりだい教室	緑台小学校 体育館、図書室	給食のある 水曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時30分
おおた教室	大田小学校 体育館、図書室	給食のある 水曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時30分

小・中学生のお子さんには



児童コミュニティクラブ

担当：保育・幼稚園課

☎ 0463-94-4641

放課後等に、親の就労等で保護者の育成を受けられない児童を、小学校の教室や児童館、保育所などで、集団による遊びなどを通じた生活指導等を行っています。

対 象

小学1年生から6年生までの児童で、保護者の就労や病気などで、放課後、家庭で保護者の育成を受けられない児童

開設時間

- ・登校日は、放課後から午後6時30分まで（午後7時まで延長可）
- ・土曜日および学校の長期休業日、振替日は午前8時から午後6時30分まで（午後7時まで延長可）

利用方法

利用希望月の前の月の5日までに担当へお申し込みください（2月から4月入所は申込期限が異なりますのでご注意ください）。

対象学区	コミュニティクラブ名	開設場所	電話番号
桜台小学校区	桜台第1児童コミュニティクラブ	桜台小学校	92-1320
比々多小学校区	比々多第1児童コミュニティクラブ	比々多小学校	91-3641
	比々多第2児童コミュニティクラブ	比々多保育園	95-7911
緑台小学校区	緑台児童コミュニティクラブ	緑台小学校	92-5761
竹園小学校区	竹園児童コミュニティクラブ	竹園小学校	92-2521
伊勢原小学校区	伊勢原第1児童コミュニティクラブ	伊勢原小学校	91-4401
	伊勢原第2児童コミュニティクラブ	板戸児童館	95-2180
高部屋小学校区	高部屋児童コミュニティクラブ	高部屋小学校	96-6654
大田小学校区	大田児童コミュニティクラブ	大田小学校	96-6672
成瀬小学校区	成瀬児童コミュニティクラブ	成瀬小学校	92-2590
石田小学校区	石田児童コミュニティクラブ	石田小学校	92-4198
大山小学校区	大山児童コミュニティクラブ	大山小学校	95-2156

利用料金

利用料の名称	平日利用	土曜を含む利用	備考
児童育成負担金	月額4,500円	月額5,500円	午後6時30分まで利用可
おやつ代・教材費等	月額3,000円	月額3,500円	各クラブで集金
延長利用料	月額 500円		午後7時まで利用可 (事前申込みが必要です。)

※ 多子世帯やひとり親家庭等の世帯は、負担金減免の対象となる場合があります。



高校生以上のお子さんには

心身の成長とともに募る不安や悩みの解決・軽減を目指す支援があります。

思春期・青年期を迎えたお子さんは、それぞれに不安や悩みを抱えるものです。お子さんの自主性や自尊心を尊重しながら、保護者の皆さんとともに問題解決への支援を行っていきます。



子ども・若者相談

担当：こども若者支援課

☎ 0463-94-4647

家庭や学校、友人関係の悩み、心配ごとや困ったことなどを相談員に相談できます。保護者からの相談も受けます。相談の内容によって、専門機関を紹介します。

対 象

市内在住、在学、在勤のおおむね30歳までの青少年とその保護者

利用方法

・電話相談

青少年本人用ヤングテレホン（直通） 保護者用相談ダイヤル（直通）

☎ 0463-96-0800

☎ 0463-94-1030

※受付日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

・メール相談

相談メールアドレス young-soudan@isehara-city.jp

※平日の夜間や、土曜・日曜・祝日・年末年始などは、回答できません。

・面談による相談

市LINE公式アカウントで予約ができます。

申請・予約＞窓口予約＞青少年相談＞青少年相談窓口予約



高校出前講座

担当：こども家庭相談課

☎ 0463-94-4642

児童虐待の予防啓発を目的として、市内の高校の協力を得て、高校生を対象に妊娠、出産、子育てについての理解を深めてもらう出前講座を実施します。

講 座 内 容 （例）

児童虐待を未然に防止するために妊娠・出産の経過、相談機関の紹介、社会的制度などの内容を伝えます。

高校生以上のお子さんには

働きたいと考えている15歳以上のお子さんのために、
国・県・市が協力して支援を行っています。



神奈川県央地域若者サポートステーション

15歳から49歳までの無業の若者の就業を支援する事業で、相談、講座、企業実習など様々なメニューを提供しています。

対 象

本市をはじめ県央地域にお住まいの15歳から49歳までの無業の方

利用方法

月曜日から土曜日（祝日を除く）の午前10時から午後5時までに利用予約をしてください。

問い合わせ

神奈川県央地域サポートステーション

住所：厚木市中町2-12-15 アミューあつぎ7階（あつぎ市民交流プラザ7階）

☎ 046-297-3067



伊勢原市ふるさとハローワーク

地域に密着したハローワークの求人情報を公開し、求職者への職業の紹介・相談等を行っています。また、「求人検索用パソコン」が導入されており、希望する仕事をスムーズに検索することができます。

利用時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時30分まで

問い合わせ

伊勢原市ふるさとハローワーク

住所：伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ5階

☎ 0463-95-5652





かながわ子ども・若者総合相談センター

子ども・若者（おおむね39歳まで）が有する様々な悩みについての総合相談窓口です。専門の相談員や、NPOなどでサポート活動の経験が豊富なアドバイザーが無料で相談を受けます。匿名相談も可能です。

対 象

おおむね39歳まで子ども・若者

利用方法

電話相談

☎ 045-242-8201

※受付日時 火曜日～日曜日（月曜日、年末年始を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

問い合わせ

青少年センター 青少年サポート課

住所：横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の1

☎ 045-263-4467



神奈川県ひきこもり地域支援センター

年齢を問わず、県内に在住のひきこもりでお悩みの方や家族等の相談窓口です。月曜日、年末年始を除き、土曜日、日曜日、祝日も相談を受け付けています。

利用方法

電話相談

☎ 045-242-8205

※受付日時 火曜日～日曜日（年末年始を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

問い合わせ

青少年センター 青少年サポート課

住所：横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の1

☎ 045-263-4467



神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）

NPO法人子どもと生活文化協会と県が協働して、県西部地域に開設した相談窓口です。
子ども・若者に関する相談、年齢問わずひきこもりに関する相談を受けています。

対 象

年齢に問わずひきこもりや不登校等の青少年やその保護者
(県西部以外にお住まいの方も利用できます)

利用方法

電話相談

☎ 0465-35-9527

※受付日時 火曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時30分から正午まで、午後1時から午後4時まで

所在地

小田原市城山 1 - 6 - 3 2 Sビル2階

問い合わせ

青少年センター 青少年サポート課

住所：横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の1

☎ 045-263-4467





ひとり親家庭等の方には

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のための各種支援があります。

ひとり親家庭等とは…母子家庭または父子家庭、寡婦（配偶者の無い女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の子を扶養していたことのある方）家庭、養育者（父母どちらにも養育されていない20歳未満の児童を養育している祖父母等）家庭を指します。

母子父子福祉相談

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

母子・父子自立支援員が、離婚前の相談や母子・父子・寡婦（夫）・養育者家庭の生活全般、児童、生活援助などに関する相談に応じます。

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時までに担当へご連絡ください。

おしえてクルリン 「ひとり親家庭等の福祉のてびき」を配布しています

こどもみらい課では、ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じています。母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の生活全般の相談を受け付けているほか、ひとり親家庭等の方が利用できる制度について体系的にまとめたパンフレットを窓口で配布しておりますので、ご利用ください。



養育費・親子交流（面会交流）について

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4633

養育費と面会交流について

養育費とは

養育費とは、お子さんが経済的に自立するまでに必要となる生活費や教育費、医療費など、お子さんと共同生活する方（親）が支払うものです。親の養育費支払義務は、お子さんに経済的に必要となる生活費を保障しなければならない親（生活保護費）であると考えています。

養育費の請求と支払

養育費の請求は、支払う側（親）と、受け取る側（親）との間で、協議の上で決定します。協議がまとまらない場合は、裁判で決めます。裁判で決めた場合は、強制執行によって支払を強制することができます。

養育費の請求と支払の仕組み

養育費の請求と支払の仕組みは、以下のとおりです。

1. 養育費の請求：親（支払う側）が、親（受け取る側）に対して、養育費の請求を行います。

2. 養育費の支払：親（受け取る側）が、親（支払う側）に対して、養育費を支払います。

3. 養育費の請求と支払の仕組み：親（支払う側）が、親（受け取る側）に対して、養育費の請求を行います。親（受け取る側）が、親（支払う側）に対して、養育費を支払います。

4. 養育費の請求と支払の仕組み：親（支払う側）が、親（受け取る側）に対して、養育費の請求を行います。親（受け取る側）が、親（支払う側）に対して、養育費を支払います。

養育費の手続方法について

養育費の請求と支払の手続方法は、以下のとおりです。

1. 養育費の請求：親（支払う側）が、親（受け取る側）に対して、養育費の請求を行います。

2. 養育費の支払：親（受け取る側）が、親（支払う側）に対して、養育費を支払います。

3. 養育費の請求と支払の仕組み：親（支払う側）が、親（受け取る側）に対して、養育費の請求を行います。親（受け取る側）が、親（支払う側）に対して、養育費を支払います。

4. 養育費の請求と支払の仕組み：親（支払う側）が、親（受け取る側）に対して、養育費の請求を行います。親（受け取る側）が、親（支払う側）に対して、養育費を支払います。

ひとり親家庭の自立した生活の促進と児童の福祉のため、養育費の確保と親子交流（面会交流）の取決めにに関する手引きを作成し、窓口で配付、助言を行っています。

また、国や県の委託機関である養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費相談もあわせてご案内しています。

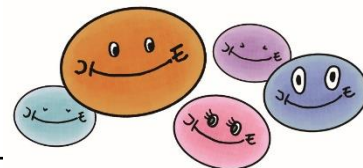
ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親の就労支援」

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4633

毎年8月に行われる児童扶養手当の現況届提出期間内に、ハローワーク平塚との連携による特設就労相談を実施しています。就労相談の実施日時や実施場所については、担当までお問い合わせください。

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン

仕事を探しているが、見つからない…
今の仕事より、条件のよい仕事を探している…
応募書類の書き方が分からない… など
お仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。



「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」ロゴマーク

女性就労支援セミナー

担当：商工観光課
☎ 0463-94-4732

女性の就労に役立つ講座を開催します。開催時期や詳しい内容等は担当へお問い合わせください。

ひとり親家庭等の方には

児童扶養手当

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない児童を養育する方に対し、児童扶養手当を支給します。

対 象

- ①児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間の者。ただし、中度以上の障がいのある場合や定時制高校等に在学している場合は20歳未満まで）を監護するひとり親家庭等の父または母
- ②父または母に代わって児童を養育する方
（①、②ともに所得の制限があります。）

支 給 額

所得により、全部支給・一部支給の別があります。また、所得制限限度額以上（同居親族含む）の方は、手当が支給されません

監護する児童の人数	全 部 支 給	一 部 支 給
児童 1 人のとき	月額48,050円	月額48,040円～11,340円
児童 2 人目から	1 人につき 月額11,350円を加算	1 人につき 月額11,340円～5,680円を加算

※令和8年4月から手当額が変更されています。

また、支給額は物価変動等の要因により、改正される場合があります。

ひとり親家庭等医療費助成

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

ひとり親家庭等の方の通院・入院に係る費用（保険診療分の自己負担額）を助成します。

対 象

- ①児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間の者。ただし、中度以上の障がいのある場合や定時制高校等に在学している場合は20歳未満まで）を監護するひとり親家庭の父または母とその児童
- ②父または母に代わって児童を養育する方とその児童
（①、②ともに所得の制限があります。）

利用方法

対象となる方に福祉医療証を発行しますので、健康保険証とともに医療機関等の窓口で提示してください。なお、福祉医療証が使用できないケースでの手続きは、次の表のとおりです。

福祉医療証が使用できないケース	手 続 き 方 法
福祉医療証発行前に医療機関等を受診 （有効期間内の受診に限ります。）	一旦、自己負担していただき、領収書（保険点数、受診者名が記載されているもの）を必要書類とともに子育て支援課に提出し、払い戻しの手続きをしてください。後日、指定された口座に保険診療分の自己負担額を振り込みます。 申請期限は、受診日の翌年の同月末日までです。
神奈川県外の医療機関等を受診	

自立支援教育訓練給付金

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険制度などで指定された教育訓練を受講する場合に、受講料の一部を支給します。

対 象

母子・父子家庭の母または父（その他要件があります。また、事前相談が必要です。）

支 給 額

- ・対象講座の受講のために、支払った費用の60パーセントに相当する額（その60パーセントに相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、1万2千円を超えない場合は給付できません）
- ・雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、支払った費用の60パーセントに相当する額から当該給付金の額を差し引いた額を支給します。

高等職業訓練促進給付金

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

母子家庭の母または父子家庭の父が、養成機関において6カ月以上の教育課程を修業する指定の資格を取得する際に、最長で3年間、給付金を支給します。

対 象

母子・父子家庭の母または父（その他要件があります。また、事前相談が必要です。）

支 給 額

課税状況により、支給額が変わります。

給 付 金 の 種 類		高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
支 給 額	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (申請者と同一世帯に属する方の課税状況も対象になります。)	月額100,000円	50,000円
	市 町 村 民 税 課 税 世 帯 (申請者と同一世帯に属する方の課税状況も対象になります。)	月額70,500円	25,000円
支 給 期 間		修業期間中の全期間 (上限3年)	養成機関を修了後 (1回限りの支給)

いずれの給付金を受ける場合も、母子・父子自立支援員への事前相談が必要です！

詳しくは、こどもみらい課へお問い合わせください。

☎0463-94-4633（直通） 平日 9:00～16:00



ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4633

ひとり親家庭等で、病気などにより一時的に家事や育児が困難になったときや、小学校就学前の児童がいる家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなるなど定期的に援助が必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。

対 象

母子・父子・寡婦（夫）・養育者世帯の方

支 給 額

事前相談が必要となりますので、担当までお問い合わせください。
（所得に応じた自己負担があります。）

やすらぎサービス

担当：伊勢原市社会福祉協議会
☎ 0463-94-9600

虚弱な方や身体の不自由な方、ひとり親家庭の方など、日常生活で困っている方の負担を軽くするため、市民の参加と協力により、家事援助や身体介護などのホームヘルプサービスを利用できます。詳しくは、担当までお問い合わせください。

ひとり親家庭援護事業

担当：伊勢原市社会福祉協議会
☎ 0463-94-9600

ひとり親家庭の中学校卒業生に対して、祝品を支給します。
詳しくは、担当までお問い合わせください。

ひとり親家庭等入学支度金

担当：こどもみらい課
☎ 0463-94-4633

小学校・中学校入学児童を養育するひとり親家庭等の方に対し、入学支度金を支給します。

対 象

養育する児童が小学校・中学校に入学する年の1月1日現在、本市に住所を有する児童扶養手当受給世帯、又はひとり親家庭等医療費助成医療証交付対象世帯

支 給 額

小学校入学児童：一人につき10,000円
中学校入学児童：一人につき12,000円
※所得制限限度額以上（同居親族含む）の場合は、制度の利用はできません。



母子父子寡婦福祉資金

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

母子・父子家庭や寡婦家庭の経済的自立や子どもの福祉向上のため、貸付目的に応じた資金を低利または無利子で貸し付けます。

※県の実施事業です。受付等を市が行います。

対 象

- ① 母子・父子家庭の場合
 - ・ 20歳未満の児童を扶養している母および父とその児童
 - ・ 20歳未満の父母のいない児童
- ② 寡婦家庭の場合（所得の制限があります。）
 - ・ 20歳以上の子を扶養している配偶者のいない女性
 - ・ 子を扶養していない寡婦および40歳以上の配偶者のいない女性で、母子家庭の母および寡婦以外の方

利用方法

母子・父子自立支援員との事前相談が必要となります。また、貸付目的に応じ、貸付金額や貸付方法、申請に必要な書類等が異なります。詳しくは、担当までお問い合わせください。

☎0463-94-4633（直通） 平日 9:00～16:00

上・下水道料金の減免

児童扶養手当等を受給されている方について、上・下水道の基本料金を減免します。

- 上水道に関する問い合わせ先・・・厚木水道営業所 ☎046-224-1111
- 下水道に関する問い合わせ先・・・伊勢原市下水道経営課 ☎0463-92-3031

通勤用 J R 定期券割引

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

児童扶養手当を受給されている方について、J R 通勤定期乗車券が3割引になります。市役所子育て支援課で申請が必要ですので、希望される方は担当までお問い合わせください。

伊勢原市ひとり親福祉協会（マーガレット）

母子・父子・寡婦家庭の親睦を図り、学びあいながら暮らしやすくしていくための会（自助グループ）です。各種の講習会や支援制度、行事や情報交換などを通じて、ひとりでは解決の難しい課題にも仲間が協力して取り組み、それぞれの家庭の幸せと子どもたちの明るい未来のために活動しています。

- 入会に関する問い合わせ先・・・hitorioya.i@gmail.com



障がいのあるお子さんには

障がいのあるお子さんの自立と社会参加をサポートしています。

障がいのある方やその家族など、日常生活をする上でのさまざまな相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

障害者手帳

初めて手帳の交付を申請する場合は、必要書類を担当まで提出してください。
すでに手帳をお持ちの方も、申請内容に変更があった場合は、担当に届出が必要です。

身体障害者手帳

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

身体障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
身体障害者手帳は、障害の程度によって1級から6級までに区分されます。
※県が発行します。受付等を市が行います。

対 象

視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・肝臓機能・呼吸器機能・ぼうこうまたは直腸機能・小腸機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいのある方

療育手帳

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

知的障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。療育手帳は、A1、A2、B1、B2に区分されます。
※県が発行します。受付等を市が行います。

対 象

児童相談所または総合療育相談センター（知的障害者更生相談所）で、知的障がいと判定された方

精神障害者保健福祉手帳

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

精神障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
等級は1級から3級に区分されます。
※県が発行します。受付等を市が行います。

対 象

精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から6か月以上経過している方



伊勢原市福祉手当

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

毎年4月1日現在で、市内に居住している身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。

ただし、施設に入所している方および障害児福祉手当（P57）、特別障害者手当、福祉手当（経過措置）を受給している方は支給されません。

対象及び支給額

障 が い の 程 度	年 額
① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数35以下（A 1・A 2）の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	25,000円
① 3・4級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数50以下（B 1）の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳 2 級の方	17,000円
① 5・6級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数75以下（B 2）の方	9,000円



特別支援学校在学者福祉手当

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

特別支援学校に在学している障がい児者に対して手当を支給します。

対 象

市内に居住する障がい児者で、学校教育法第72条に規定する特別支援学校に在学する方

支 給 額

小学部以下：年額48,000円 中学部以上：年額57,000円





特別児童扶養手当

担当：こどもみらい課

☎ 0463-94-4633

知的障がい、身体障がいまたは精神障がいの状態等にある児童（満20歳未満）を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給します。ただし、公的年金の給付を受けている場合や施設に入所している場合、また、所得が一定額を超える場合は支給されません。

※県の実施事業です。受付等を市が行います。

対 象

重度または中度の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって養育する方

支 給 額

重度障がい児：月額 58,450円

中度障がい児：月額 38,930円



障害児福祉手当

担当：障がい福祉課

☎ 0463-94-4720

身体障がい、知的障がいまたは精神障がいのある20歳未満の在宅の重度障がい児に手当を支給します。ただし、この手当を受給した場合、伊勢原市福祉手当は支給されません。

対 象

日常生活で常に介護を必要とする状態にあり、別に定める障がいが1つ以上あるか、それと同程度以上の状態にあり、次のすべてに該当する方

- ① 20歳未満であること
- ② 在宅であること（施設に入所していないこと）
- ③ 障がいを支給事由とする他の公的年金などを受けていないこと
- ④ 年間所得が基準以下であること

支 給 額

月額 16,560円



障がいのあるお子さんには

おしえてクルリン 障がい福祉制度案内ガイドブック

障がい福祉課では、障がいのある方やお子さんのさまざまな相談に応じています。障がいのあるお子さんを育てている方が利用できる制度について、市が自主的に行っている取組だけでなく、国や神奈川県が実施している制度についてまとめた冊子「障がい福祉制度案内ガイドブック」を窓口で配布しておりますので、ご利用下さい。





小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

担当：障がい福祉課

☎ 0463-94-4720

小児慢性特定疾病児童等に対し日常用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

対 象

小児慢性特定疾病児童等

自己負担

所得に応じた負担があります。



自立支援医療（育成医療）

担当：障がい福祉課

☎ 0463-94-4720

身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がい除去または軽減するために治療を受けた場合、医療費の助成を受けることができます（事前申請が必要です）。

対 象

18歳未満で次の身体障がいのある児童（確実な治療効果が期待できるものに限り。）

- ① 肢体不自由
- ② 視覚障がい
- ③ 聴覚、平衡機能障がい
- ④ 音声言語、そしゃく機能障がい
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓機能障がい
- ⑥ ⑤を除く先天性の内臓機能障がい
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

自己負担

原則として、医療費の1割を負担していただきます（保護者などの世帯の所得に応じて1か月の負担上限額が決定されます）。なお、市町村民税所得割額が基準以上の場合は、制度の対象外となる場合があります。

おしえてクルリン「はぐくみサポートファイル」ってなに？

はぐくみサポートファイルは、お子さんがよりよく成長していくことを願って作られたものです。お子さんの成長・発達の記録や日頃の様子などを記録していくことで、入園や入学などライフステージが変化しても、切れ目のない支援につなげることができます。



配布場所：こども家庭相談課、こどもみらい課
障がい福祉課

ファイルのポケットに母子健康手帳を入れることができます。
また、書類は追加して保存できます。



重度障がい者の方が医療機関を受診する場合に、保険診療分の自己負担額を助成します（入院時食事療養費は対象外です）。精神障害者保健福祉手帳の方は、通院医療の保険診療分の自己負担額を助成します。

対 象

次のとおりです（前年の所得が特別障害者手当における所得制限限度額（本人の所得が扶養親族がいらない場合は年間366万1千円）以上の方は助成の対象外になります）。

- ① 1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 知能指数が35以下の方（療育手帳A1、A2の交付を受けている方）
- ③ 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で知能指数が50以下の方
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（通院医療費のみ助成）

※65歳以上で平成27年4月1日以降、新たに障害者手帳の交付を受けた方は対象となりません。

利用方法

対象となる方に医療証を発行しますので、健康保険の資格情報がわかるものとともに医療機関等の窓口で提示してください。

なお、医療証が使用できないケースでの手続きは、次の表のとおりです。

医療証が使用できないケース	手 続 き 方 法
医療証発行前に医療機関等を受診 （有効期間内の受診に限ります。）	一旦、自己負担していただき、領収書（保険点数、受診者名が記載されているもの）を必要書類とともに障がい福祉課に提出し、払い戻しの手続きをしてください。 後日、指定された口座に保険診療分の自己負担額を振り込みます。 申請期限は、受診日の翌年の同月末日までです。
神奈川県外の医療機関等を受診	

おしえてクルリン

災害時に備えていますか

病気や障害のあるお子様や家族が災害時に備えて活用することが出来るガイドブックやリーフレットが公益社団法人 神奈川県看護協会のホームページに公開されていますので、ぜひご活用ください。



各種サービス



障害福祉サービス

担当：障がい福祉課

☎ 0463-94-4721

障がいのある方が利用できる介護や機能訓練などのサービスです。

対 象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等

サービスの名称	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴・排泄・食事の介護などを行います。
行動援護	著しい行動障がいを有し、常に介護を必要とする方に対し、移動の介護を行います。(知的障がい児・者、精神障がい者)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、外出する際に必要な援助を行います。
短期入所	介護者の疾病等により介護が困難な場合、一時的に施設に入所することができます。
重度訪問介護	常に介護が必要な方に対して、入浴、排泄、移動などの介護を総合的に行います。
療養介護	医療を要し、かつ、常に介護が必要な方に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に対し、主に日中、障害者支援施設等で行われる身体介護や創作活動、生産活動等の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方で、その必要度が著しく高いものに対して、居宅介護などのサービスを包括的にを行います。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所する方に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事等の介護を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居における相談や入浴・排せつ等の日常生活上の世話や援助を行います。
自立訓練	有期のプログラムにより、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行います。
就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な方を対象とし、継続的な就労支援を行います。
就労選択支援	障がいのある方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
地域移行支援	施設や精神科病院に長期入院している方に対し、地域での生活をするために、住居の確保 やその他の活動に関する相談を行います。
地域定着支援	退所・退院するなどして居宅において単身で生活する方に対し、連絡体制を確保し、緊急 の相談等に対応します。

自己負担

原則として、利用したサービス費用の1割と、施設等を利用している方は、食費や光熱水費などの実費を負担していただきますが、所得の低い方等には、さまざまな軽減措置があります。

障がいのあるお子さんには



療育や訓練等が必要なお子さんが専門的な訓練等を利用できるサービスです。

対 象

【未就学のお子さま】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
- ② こども家庭相談課の発達相談で療育の必要性が認められた児童

【小学校入学から高校卒業までのお子さま】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
- ② 特別児童扶養手当を受給している児童
- ③ 特別支援学級または特別支援学校に在籍の児童
- ④ 自立支援医療（精神通院）を受給している児童
- ⑤ 難病を有する児童（対象となる疾病の範囲や症状はお問い合わせください）
- ⑥ 上記以外の場合は、医師による診断書または意見書によって、療育の必要性が認められた児童

サービスの名称	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアや重度の障がいの状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難なお子さんを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

自己負担

原則として、利用したサービス費用の1割を負担していただきます（保護者などの世帯の所得に応じて、負担が軽減される場合があります）。

※満3歳になって初めての4月1日から就学までの3年間は、児童発達支援等のサービス費用が無償となります（利用者負担以外の実費はお支払いいただく必要があります）。





障害児相談支援事業所

担当：障がい福祉課 ☎ 0463-94-4720

こども家庭相談課 ☎ 0463-74-5156

障がい児の日常生活や障害福祉サービスなどの相談をお受けします。

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	受付時間	休み
伊勢原市児童発達 支援センター おおきな樹	伊勢原市伊勢原 1-24-15	79-5356 79-5365	午前9時～午後5時	日・祝日 土(第2・4)
かがやき相談室	伊勢原市4-15-35	090-6505-6914 73-8736	【平日・祝日】午前10時～午後7時	土・日
こども教室・あん	伊勢原市池端266-2	74-5088 74-5669	午前10時～午後5時	土・日 祝日
サポートセンター ひこうせん	伊勢原市下糟屋95-4	92-0014 26-3118	【平日】午前9時30分～午後5時30分 【土曜・祝日】 午前9時30分～午後3時30分	月・日
しあわせハート 相談室	伊勢原市串橋151	090-2654-7144 71-5131	【平日】午前10時～午後5時 【日曜】午前10時～正午	土・祝日
しせん相談室	伊勢原市桜台4-5-20	93-6953 94-3846	午前9時～午後5時	土・日 祝日
相談支援事業所 JOYさぽーと伊勢原	伊勢原市板戸377-3	73-8294 74-4194	午前9時～午後5時	日・月 水・金
相談支援ダンボ 伊勢原	伊勢原市伊勢原 4-13-4 菊池店舗1階	080-7609-5583 20-8496	【平日】午前10時～午後6時 【土曜・祝日】午前10時～午後6時	土(月に1度 開所)・日
ファミリー・サポ- ト湘南	伊勢原市高森1845 フロンティア246 ビル504号室	79-6417 79-6418	【平日・祝日】午前9時～午後6時	土・日
みなも相談室	伊勢原市高森3-14 -26	080-4472-0566 050-7500-4665	午前9時～午後5時	土・日 祝日
ルピナス子どもケア センター	伊勢原市高森2-18- 31	59-9408 59-9216	午前10時～午後5時	金・日



レスパイトサービス

担当：こども家庭相談課

☎ 0463-74-5156

知的障がい児者がいる家庭の日頃の心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、市内施設等で一時的に預かり、養育や介護を行います。

対 象

市内在住の小学生以上の知的障がい児者を持つ家族

自己負担

4時間まで：500円 4時間超：1,000円※ 生活保護世帯などは無料
(おやつ代100円 ※お弁当は持参)

障がいのあるお子さんには



障がい者の社会参加と自立を促進する目的で行う事業です。地域の特性や利用者の状況に応じて、市が自主的に取り組んでいます。

対 象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等

※各事業によって異なります。

事業の名称	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚等に障がいがある方の意思疎通を図るため、公共機関や医療機関などに手話通訳者または要約筆記者を派遣します。また、市障がい福祉課窓口にて毎週月曜日と木曜日の午後と火曜日と金曜日の午前中、手話通訳者を設置します。
移動支援事業	主に全身性障がい、知的障がい、精神障がい、難病がある方で、外出が困難な人に対して移動の支援を行います。
日中一時支援事業	介護者等の一時的な休息と日中の活動の場を提供します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障がい者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
日常生活用具給付事業	重度の障がいがある方に対し、日常生活の便宜を図る目的で、福祉用具等を給付します。 (特殊寝台、入浴補助用具、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用体重計、聴覚障がい者用屋内信号装置、透析液加温器、聴覚障がい者用通信装置、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストマ用装具等) ※介護保険制度の利用が優先となります。
訪問入浴事業	家庭や施設での入浴が困難な重度の障がい者の、保清や家族の負担軽減を図るため、訪問入浴車を利用した入浴サービスを実施します。 ※介護保険制度の利用が優先となります。
自動車改造費の助成	身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車のハンドルやアクセルなどを改造する費用の一部を助成します(限度額10万円、所得制限あり)。
自動車運転免許取得費の助成	下肢などの重度障がい者が運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。(限度額10万円)

自己負担

利用するサービス毎に自己負担額が異なります。

あなたのそばで、みんなが応援しています
You are not alone. We are all with you.



伊勢原市公式イメージキャラクター クルリン

クルリン子育てサポートいせはら

令和8年5月更新

発 行

伊勢原市こどもみらい部こどもみらい課

〒259-1188 伊勢原市田中348番地

こどもみらいプラザ 1階1番窓口

TEL : 0463-94-4633 (直通)